

平成24年第2回竜王町議会定例会（第3号）

平成24年5月25日

午前9時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（3日目）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- | | | |
|----|-------------------------------------|--------|
| 1 | 通学路の点検と整備について…………… | 小森重剛議員 |
| 2 | レスキュー命のバトンについて…………… | 竹山兵司議員 |
| 3 | アグリパークの果樹園の被害状況等について…………… | 竹山兵司議員 |
| 4 | 6月の竜王町長選挙について…………… | 竹山兵司議員 |
| 5 | 夏に向かう電力不足の対応等について…………… | 竹山兵司議員 |
| 6 | 町民の健康増進について…………… | 貴多正幸議員 |
| 7 | 竜王町立学校等の改築計画について…………… | 貴多正幸議員 |
| 8 | 終末期の医療について…………… | 山田義明議員 |
| 9 | 安全な通学路対策について…………… | 内山英作議員 |
| 10 | 地域福祉の推進について…………… | 内山英作議員 |
| 11 | 「ふるさと一新」について…………… | 内山英作議員 |
| 12 | 竜王町における生涯学習社会と生きがいについて…………… | 西村公作議員 |
| 13 | 新規デイサービスセンター開設に伴う対応について…………… | 古株克彦議員 |
| 14 | 町長の4年間の実績を伺う…………… | 若井敏子議員 |
| 15 | 介護保険法の改正に伴う町の対応とショートステイの充実について…………… | 若井敏子議員 |
| 16 | 公契約条例の制定を…………… | 若井敏子議員 |
| 17 | 子ども・子育て新システム…………… | 若井敏子議員 |
| 18 | 庁舎の配置について…………… | 若井敏子議員 |

2 会議に出席した議員（11名）

1番	小森重剛	2番	竹山兵司
3番	若井敏子	4番	岡山富男
5番	山田義明	6番	内山英作
7番	貴多正幸	8番	古株克彦
10番	西村公作	11番	菱田三男
12番	蔵口嘉寿男		

3 会議に欠席した議員（1名）

9番 松浦博

4 会議録署名議員

10番	西村公作	11番	菱田三男
-----	------	-----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	青木進
教育長	岡谷ふさ子	会計管理者	赤佐九彦
総務政策主監	福山忠雄	住民福祉主監	田中秀樹
産業建設主監	村井耕一	総務課長	奥浩市
政策推進課長	杼木栄司	生活安全課長	若井政彦
住民税務課長	犬井教子	福祉課長	吉田淳子
健康推進課長	嶋林さちこ	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井口和人
建設水道課長	竹内修	教育次長	山添登代一
学務課長	市田太芽男	生涯学習課長	田邊正俊

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松瀬徳之助	書記	白井由美子
--------	-------	----	-------

開議 午前9時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、11人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成24年第2回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第1 一般質問を行います。

質問及び答弁は、簡潔明瞭に要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されておりますので、これに従い質問願います。

それでは、1番、小森重剛議員。

○1番（小森重剛） 平成24年第2回定例会一般質問、1番、小森重剛。

私は、通学路の点検と整備について伺います。

最近、全国で集団登校中の児童の列に車が突っ込み、事故が相次いでいます。目新しい事故では、4月23日朝、京都府亀岡市の府道で、集団登校中の小学児童の列に、無免許で居眠り運転の軽乗用車が列の後方から突っ込み、10人がはねられ、児童2名、妊娠中の保護者と胎児が死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。竜王町の通学路の安全対策は万全なのか、点検はされたのか。

私は、平成20年第1回定例会一般質問において、県道綾戸東川線の歩道の拡幅と植樹帯等の整備を行い、子どもたちが交通事故の巻き添え、犠牲者になることを最大限に防げる対策を講じていただくよう要望しましたが、4年を経過した現在でも何ら進展が見られないのが現状です。

一方、防犯対策についても、小学生の下校時に、保護者、地域の方々の協力により、スクールガードが実施されており、児童の見守りがある程度確保されている感じがしますが、夜間の対策については不十分であると感じます。例えば県道綾戸東川線については、平成21年度に駕輿丁地先に防犯灯5基が設置されて以来、一向に増設をされる気配が見られません。

竜王町第五次総合計画において、定住人口増加を掲げて施策を実施される中、子どもたちの命は、竜王町の大きな財産であり、早急な対応をお願いするものです。

以上の2件について、現在までにとられてきた方策及び今後の取り組みについて伺います。

○議長（蔵口嘉寿男） 市田学務課長。

○学務課長（市田太芽男） 小森重剛議員の「通学路の点検と整備について」の御質問にお答えいたします。

最近全国で発生している集団登校中の事故については、教育委員会といたしましても憂慮すべき事態としてとらえ、小学校児童の通学路の点検を教育委員会事務局職員が児童やスクールガードと一緒に歩きながら総点検を行ったところです。その結果、児童の通学路については、県道綾戸東川線に限らず、危険と思われる箇所は相当数ありました。

ガードレールが設置されていない歩道、狭い歩道なども危険ではありますが、児童にとっては、いわば自動車を通る道路のすべてが危険であるとも言えます。猛スピードの車が突っ込んでくればガードレールがあっても危険で、すべての交差点は自動車と歩行者が接するところであり、常に危険にさらされています。また、竜王町は都市部とは違い、児童の通学距離もかなり長くなっており、その点からも危険と接する機会が多い状況です。

このことから、学校では通学路の設定に当たっては、各字の保護者の意見を聞きながら、交通安全、防犯の両面から判断して、ベストとは言えなくても、よりベターな通学路を設定しているところです。

子どもたちの交通安全対策については、万全かと問われれば可能な限り努力しているというのが現状であります。毎年、各小・中学校のPTAから通学路改善の要望をいただき、教育委員会からも関係機関に依頼をしているところです。また、学校における交通教室や交通安全指導をはじめ、昨年度は学校安全指導員、今年度は生徒指導補助員を各学校に配置し、児童の安全確保に努めています。さらに、教職員の立ち番や毎朝の継続した交通立ち番、安全パトロールの実施についても、PTAの方々に大変な努力をいただいているところです。

加えて、教育委員会では、平成21年9月、これまで少し衰退していた竜王小学校のスクールガードの再生に力を注ぎ、竜王西小学校も含め、現在ほとんどの字においてスクールガード体制を整備しております。スクールガードについては、不審者対応で始めたものではありませんが、スクールガードが着用する蛍光ジャケットについては、自動車運転者への注意を促し、交通安全にも効果を発揮しています。

交通弱者である子どもたちが交通事故の被害者にならないためには、今後とも地域挙げての協力体制が必要です。御支援と御協力についてよろしく願いいたします。

なお、今回点検いたしました通学路点検の結果については、早急に取りまとめ、関係機関に対して引き続き改善要望を依頼していく予定です。

以上、小森議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹内建設水道課長。

**○建設水道課長（竹内 修）** 続きまして、「県道綾戸東川線の歩道拡幅」に関する御質問にお答えいたします。

県道綾戸東川線に関する道路整備、とりわけ歩道の拡幅要望につきましては、今日まで滋賀県東近江土木事務所へ再三要望をしておりますが、現在のところ、歯科診療所前交差点から竜王中学校の点滅信号交差点区間において測量を終えていただいている現状です。

この道路の交通量につきましては、平成17年度と平成22年度の道路交通センサス、12時間交通量を比較しますと、平成17年度8,630台、平成22年度は8,843台であり、微増となっておりますことから、御指摘の車両が歩道に飛び込むような事故については重要な課題であると認識しております。このような状況ではありますが、歩道への車両飛び込み事故を抑制する対策として、歩・車道境界ブロックが低い区間については安全対策として一部工事を実施していただいております、引き続き道路管理者との協議を進めてまいりたいと考えております。以上、小森議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 若井生活安全課長。

**○生活安全課長（若井政彦）** 引き続きまして、防犯灯に関する御質問にお答えいたします。

県道綾戸東川線駕輿丁地先の防犯灯につきましては、歩道の拡幅要望もされております中で、現在の歩道敷地内で設置をいたしますと有効幅員がより狭くなり、自転車と歩行者が往来することによる危険性も増しますことから、地元との協議によりまして、圃場に基礎を張り出し設置し、防犯灯を歩道敷地外に設置をされたものでございます。当時、中学校まで設置予定であったものでございますが、圃場に張り出すことにより稲の発育被害や耕作にも支障が生じることとなり、現在設置が進んでいないのが実情でございます。引き続き、さまざまな工法も含め検討はしてまいりたいと考えてはおりますが、あわせて歩道の拡幅について滋賀

県に要望を上げているところでもございます。

拡幅に伴い防犯灯を設置することは工法的には問題がないと考えるところですが、あくまでも関係いたします皆様の御協力が必要であることは言うまでもございません。引き続き、要望活動についても取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、交通安全教室の開催など、さまざまな機会をとらえまして、各個人の安全に対する意識の高揚にも努めてまいりたいと考えております。

以上、小森議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 1番、小森議員。

**○1番（小森重剛）** 3課から回答をいただきました。最初、通学路の総点検を実施されたということでございますが、逆に言えば、通学路の変更等々も踏まえて考えておられるのか、その辺をもう一度お伺いをしたいなど。

既に松が丘の子どもさんかな、あれは前は西通り線を通学路にされとったんちゃうかな、今現行、この役場の前を通っておられるというふうに感じておるんですが、それは変更された内容なのか、それもちよっと、そういう面で大体大まかに変更されるなら、どの辺の部分をもどのように変更されようとしておられるのか、お伺いをしたいと思います。

それと、477については今歩道が国道に建設中ですが、あれにつきましても、行く行くはそこを完全な通学路にして、今、バス通を廃止をしていこうというような考えがあるということを以前に伺っておりますが、その辺も含めてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、歩道拡幅について建設水道課のほうから回答いただきましたけど、県でマスタープランが15年に作成をされて、これはおおむね20年間をめぐりにいろいろ道路改良なりをしていくと、安全対策をとっていくというようになっております。それにかかわりまして、このアクションプログラムが平成20年に作成をされておるということで、平成29年までの10年間でいろんな道路整備をしていくというように計画をされております。その中で、ここに東近江圏域の中につきましても、綾戸東川線という項目が上がってないんですね。これは重要度の問題で上げられてないのかどうか、それとももう少し我が町の要望がプッシュが足らなかったんか、その辺もちよっとお伺いをしたいなど、かように思います。

防犯灯につきましても、これは生活安全課さんですね。防犯灯につきましても、いろいろやり方、方法はあると思うんですよ、稲作の生育被害等々確かに私も聞

いています。それと、張り出し方については、当然今度は田んぼの地主さんが今年度耕作する場合にポコポコ出とるさかい、あの部分は当然しにくいという苦情も確かに承っております。じゃあ、それであつたら何でもできないのかというたら、やり方、方法をひとつ考えていただいて、やはりせめて点滅のところまではつきますよというようなお話を聞いたのが、4年たっても遅々として進まないということでございますので、それについてもいろいろ、どうのように考えて、どうのような方策でやっていこうかなという対策を立てられておるのか、その辺をお伺いをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 市田学務課長。

**○学務課長（市田太芽男）** 小森議員の再質問についてお答えをいたします。

通学路の変更につきましては、保護者・学校で相談をいただいて、協議の後に教育委員会へ届け出いただくという経緯になってございます。現在のところ、そういった通学路の変更についての届け出あるいは協議等のことは聞いていないのが現状でございます。

近年の傾向といたしましては、集落内における通学路設定については、集落内のほうが通勤時間とも重なって危ないといったような要望がございまして、どうも幹線道路のほうへ通学路を設定しているという経緯がございまして、このことから考えますと、先ほど、松が丘のことが出ましたが、逆に松が丘は今の道路のほうに変更になってきたといったような経緯がございまして、このことから、通学路については保護者・学校から上がってきた時点で、協議の後に変更をしていきたいと思っております。

なお、477号線の歩道が整備されれば、希望が丘のバス通学については変更になるのかということは、今年度中に協議を進めていく予定でございます。

以上、回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹内建設水道課長。

**○建設水道課長（竹内 修）** 小森議員さんの再質問にお答えをいたします。

県道綾戸東川線の道路拡幅の件につきましては、議員御指摘の将来20年間の基本方針である道路整備マスタープランと10カ年の実行計画である道路整備アクションプログラムを策定し、道路事業を推進しているところです。アクションプログラムにつきましては策定から5年が経過することから、昨年度改定しました道路整備マスタープランと客観的評価マニュアルに基づき、今年度見直しができる予定でございます。このことにつきましては、県道綾戸東川線の要望を竜王

町として今後していく予定でございます。

以上、回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） 小森議員の再質問で、防犯灯の何か対策があるのではないかという御質問でございます。

現在、遮光板、光を田んぼのほうにはね返らさないような、そんなことも現在検討をしているところでございます。昨年度、田んぼのほうが転作であったというふうな状況もあるわけでございますが、そういったことも検討しながら取り組んでまいりたいなというふうに思っております。それまた一層、その他の方法も検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 1番、小森重剛議員。

○1番（小森重剛） 教育委員会のほうからは、各地域の一つの要望等々確かめて変更するべきところがあるならしていくというような回答をいただきました。これは、やっぱり強く地域に呼びかけて、これで大丈夫なんですかという中身はやはりひとつ働きかけはしていただきたいなとかように思ひますので、よろしくお願ひします。

それと、防犯灯についてもやはり何かの工夫をしていただきたい。今、していくという御回答いただきましたんで、検討していただく。

もう一つの拡幅の件でございますけどね、これについてはもうちょっと申し上げたいと思うんですわ。近江八幡市を見ていただいたら、現にようわかるんですけども、馬淵のあそこの8号線の交差点のところでタイヤ屋さんがありますよね、竜王タイヤショップ、あそこについては、立ち退きまでもしてまで歩道を拡幅して拡張をしてやられたというところなんですわ。竜王町、今考えてもらったら、田んぼの用地を確保すればできるというような状況になっておるわけですよ。あそこまで、立ち退きまでもしてもらってまでやるってのが、何カ所が発生するかもしれないけどね、その辺をやはりもうちょっと努力、なぜ地方の自治体によってやり方が変わるのか、一方は立ち退きまでもしてできる、工事をやられたと。歩道橋、それと今、日野川に立派な歩道橋がかかってますけれども、あの中身についても、やはりあれをほんまに有効に利用してもらわないと、何か宝の持ち腐れになりそうな気がしますのでね。やはりずぼんと通った一つの歩道というもの

を拡充をしていただける、それが竜王町のメインの道路になっておるわけですのでね。しかも、通り抜けの車両が、この間も委員会のところで言わせていただきましたけれども、通り抜け車両が多いと、事故がワースト1であるとか、そういうような内容を踏まえて、やはり声を大にして、自治体として何とかしてくれというのを県にお願いを申していったいて、努力をしていただき、汗かいていただき、やっぱりこのアクションプログラムに載せてもらう。ましてや、今回が見直しの時期であるとなれば、なおさらであると思います。

小言ばかり言うとってもあきませんが、きのうからまた歩道の縁石のかさ上げ等々の工事、アンカーの打つ工事もしていただいておりますという努力は認めて感謝もいたしますけども、やはりその上にもう一つ、じゃあそのかさ上げをすれば完璧であるかといえ、あそこ制限速度50キロですわ。縁石のかさ上げをしていただき、50キロで突っ込んだらそれでとまるかと、そんなものではないと思うんです。ましてや50キロ制限で50キロで走っている車って1台もありませんわ、60キロは出ておるといような状況ですのでね。しかも大型車両であるということから、やはりもうちょっと声を大にして申していただきたいなと。それで、このアクションプログラムの変更の中に織り込んでもらえるように努力をしていただきたいなとかように思うわけでございます。

そのためにどのような、今まで県に何回も要望していただくと、それじゃ逆にその要望していただいとるものについて、我々目に見えてこないんですけども、県として、いや、竜王町さん、こうやって言うてくれはりますけどとか、何か回答があったと思うんですよ。いやいやまだ、どういう理由、私が先申し上げたら回答があれですねんけどもね。やはりその辺も我々に目に見える形でならないなら、何回か足を運んだけども、県としてはこういう金が、こういう理由でちょっとそこまでまだ手がつけれませんかという回答の中身をお願いをしたいと、ましてや今年度見直しでも、この間新聞にも出ておりましたけど、道路予算大幅に削減、37億か38億か40億か、県内40億の予算で道路がどんだけの整備ができるんかという中身が我々危惧しておるわけです。整備おくれの可能性もありというて新聞に情報が出ておりましたけれども、こういう中身を踏まえて、今後どのように県に対して要望されていこうとされておるんか、その辺も含めてお願いをいたします。今までからの県からの回答と、それから今後どのように、それじゃもっとどのように進めていこう、強く推し進めていこうとされておるんか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹内建設水道課長。

○建設水道課長（竹内 修） 小森議員さんの再々質問にお答えをいたします。

まず、要望の内容でございますけれども、当然きょうまで長い要望をしておりますけれども、拡幅要望の回答としましては、財政の問題が一番に挙げられております。それと、東近江土木事務所管内では、未整備の区間を、他の市も含めまして未整備のところを優先にされておること、また交通量やそれぞれ客観的評価マニュアルというのがございますので、この評価に基づいて優先度をつけて事業実施計画を立てておられる、そういった回答をしていただいております。

きょうまで、平成20年12月24日付と平成23年1月17日付で、いずれも東近江土木事務所所長へ拡幅要望書を出しておるところでございます。特に車両の問題もございまして、歩道の安全ということで歩道の拡幅を強調して要望しております。ところが、この道路は農免道路からの格上げでございますので、車道についても路肩が不足している状況でございますので、通常ですと、自転車は車道を走ることでも可能でございますので、そういったこともできない状態でございますので、まずは歩道の拡幅要望として上げているところでございます。

ただ、車道の拡幅につきましては二つの課題として受けとめておりますので、この部分につきましては、東近江土木へ、歩道の拡幅と車道の拡幅もあわせてアクションプログラムに載せていただくよう要望をしましてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上、回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹内建設水道課長。

○建設水道課長（竹内 修） 回答が漏れておりましたので、追加で回答させていただきます。

近江八幡市の状況につきましては、竜王町ではその実施計画が知らされておられませんので、この場でお答えすることはできませんので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 小森議員さんの質問に追加してお答えをさせていただきます。

人の命を守ると、やはりこれが最優先されなければいけない、これが基本だと思っております。したがって、通学路、そしてまたほかの歩道あわせまして、やはり総点検のもとに対策をしっかりと立てていく、そして県への要望は粘り強くし

て、皆さんの力を得て、ど真剣に訴えながら早期の実現を目指していく、これが基本だというわきまえでおるところでございます。追加して答えとさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 2番、竹山兵司議員。

○2番（竹山兵司） 平成24年第2回定例会一般質問、2番、竹山兵司。

質問事項、レスキュー命のバトンについて、救急バトン命と家族のきずなです。救急医療情報キット「レスキュー命のバトン」は、運動会のバトンを連想するプラスチックの容器で、この中に家族の保険証や診察券の写しなどを入れて冷蔵庫に入れ、万が一の時に救急隊員が取り出し、人命救助に当たると聞いています。この命のバトンはだれが考案されたのですか。また、容器のピンクのフタに、安全・安心の文字と蛇とつえが図案化されていますが、このマークは何の意味ですか。全戸配布されるこの命のバトンの普及について尋ねます。

○議長（蔵口嘉寿男） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 竹山兵司議員の「レスキュー命のバトンについて」の御質問にお答えいたします。

命のバトンとは、救急時に必要な医療情報及び緊急連絡先等を保管する救急医療情報キットのことです。竜王町では各世帯に配布することで、住民の安全・安心の確保及び地域の声かけ活動等の促進により地域福祉の充実を図ることを目的としています。

まず、命のバトンについては、平成20年5月にアメリカのオレゴン州ポートランド市の実践をもとに、東京都港区において全国で初めて実施されたとされています。また、このマークは、スターオブライフ（生命の星）といいます。アメリカ合衆国運輸省幹線道路交通安全局において、1973年にデザインされたマークで、救急医療をあらわしており、最近では日本でも救急車にこのマークが採用されるようになってきました。

次に、命のバトンの普及についてですが、広報5月号に事業の目的や概要を掲載し、加えて、去る4月25日に各地区の区長さんや民生委員児童委員さんをはじめ、関係役員の方を対象に命のバトンについての説明会を開催し、事業の目的や概要、地区での取り組み方について説明させていただきました。

この事業は、目的に賛同いただける自治会が主体的に地域において実施することとしており、現在各自治会で配布方法をはじめ今後の進め方を御協議いただいているところでございます。また、この事業を一つのツールとして、地域づくり

についても進めていただきたいと考えております。あわせて民生委員児童委員の皆さんには、75歳以上の高齢者の方や災害時要援護者の方々へ記入や保管等の支援をしていただくことになっています。

以上、竹山議員への回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 2番、竹山兵司議員。

○2番（竹山兵司） お答えをいただきました。このレスキュー命のバトンは、いわば家族全員の健康管理への警鐘と受けとめております。ただいま課長から、御賛同いただく地域とお答えをいただきましたけれども、私はすべて町内各戸の冷蔵庫に家族全員の健康状態を記入され、冷蔵庫に保管されることを周知徹底されますことを希望申し上げまして、次の質問に移ります。

○議長（蔵口嘉寿男） 次の質問に移ってください。2番、竹山兵司議員。

○2番（竹山兵司） 質問事項、アグリパークの果樹園の被害状況等について。

関西一のさくらんぼ園を有するアグリパーク竜王のさくらんぼ園が、来る6月5日からオープンすると聞いていますが、開花時期に品種によって遅霜の被害があったようです。その作柄と今後の対応を尋ねます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 竹山兵司議員の「アグリパークの果樹園の被害状況等について」の御質問にお答えします。

山之上農林公園内の果樹栽培につきましては、農業技術員の指導のもと、サクランボ、桃、ブドウ、ナシ、カキ等を6月から11月までの期間、観光果樹園として営業されておりますが、作物の生育は気象条件に大きく左右され、近年の異常気象下における作物栽培に当たりましては、日々、生産努力されているところであります。

特に、ことしの4月3日の爆弾低気圧による暴風、また遅霜・ひょうなどは農作物に大きな被害を与え、当時、開花時期を迎えておりましたサクランボの一部の品種においては、観光果樹園の開園時期を目前にし、品質・収穫量ともに影響が予測されております。一方、他の果樹につきましては、梅雨明け後の天候次第で品質等が左右されることも考えられますが、現時点におきましては順調に生育していると園主から伺っております。

これからの季節、多くの観光客の来園等がありますことから、観光協会・みらいパーク竜王とともに園主からの情報収集に努めてまいります。

また、果樹の品質向上と生産維持のため、地域に即した生産技術について県農業技術員の巡回営農指導をお願いしながら、観光果樹として広くPRをしてまいりたいと考えますので、議員各位におかれましても御協力いただきますようお願い申し上げます、竹山議員への回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 2番、竹山兵司議員。

○2番（竹山兵司） 2番、竹山兵司です。アグリパーク竜王で栽培されているサクラボの品種は、香夏錦、高砂、佐藤錦、南陽、ナポレオンなどですが、1本だけ黄色いサクラボがあります。きのうの夕方、さくらんぼ園でさくらんぼ園のオーナーとアグリパーク竜王の担当者にお出合いをいたしました。御承知のことかとは存じますが、来る6月9日土曜日、6月10日日曜日の両日、アグリパークの広場でさくらんぼ祭りが開催をされます。大勢の観光客でにぎわうことを期待いたしております。

次の質問に移ります。

○議長（蔵口嘉寿男） 次の質問に移ってください。2番、竹山兵司議員。

○2番（竹山兵司） 質問事項、6月の竜王町長選挙について。

2期目を目指されている竹山秀雄町長が、6月に行われる竜王町長選挙に立候補を予定されていますことは、議員の一人として心強く存じます。そこで、現在町長は意欲も意気込みもお持ちかと思いますが、特に、次の4年間、これだけはやりたいと考えておられることを尋ねます。よろしく申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 竹山兵司議員の「6月の竜王町長選挙について」の御質問にお答えいたします。

昨年12月の定例会で古株克彦議員の一般質問で、2期目に向かうのかどうかの御質問がございました。そのとき私は道半ばであり、やり残した仕事もたくさんあること、また4年間の職務遂行の中から町の課題が把握でき、この解決に取り組ませていただきたいこと等あわせて2期目に向かわせていただく決意を表明させていただきました。ついては、平成23年度からスタートいたしました第五次竜王町総合計画の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、竹山議員への回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 2番、竹山兵司議員。

○2番（竹山兵司） ただいまの意気込みを期待するものでございます。

さて、琵琶湖から近江維新の風が吹く、どんな風が吹こうとも、住み心地日本一の竜王町の実現を目指していただきますよう希望申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 次の質問に移ってください。2番、竹山兵司議員。

**○2番（竹山兵司）** 質問事項、夏に向かう電力不足の対応等について。

大手企業及び中小企業を有する我が町の電力事情は、どのような状況か。各企業はもちろんのこと、各家庭への節電は必要であります。ピークカット対策など節電の周知について尋ねます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 若井生活安全課長。

**○生活安全課長（若井政彦）** 竹山兵司議員の「夏に向かう電力不足の対応等について」の御質問にお答えいたします。

初めに、我が町の電力状況についてのお尋ねでございますが、関西電力の情報によりますと、猛暑でありました2010年（平成22年）と昨年（平成23年）を比較した、特に夏場における状況につきましては、まず、家庭用と業務用として高圧電力を使用します産業用等を家庭用以外として分けますと、使用電力量の割合は、おおむね家庭用が6%から8%、家庭用以外が92%から94%という割合になっております。

昨年の使用電力量を一昨年と比較をいたしますと、6月では、全体で約4%の減少、7月では約3.6%の減少、8月では家庭用で約15%、家庭用以外では約11%の使用電力量が減少されました。これにつきましては、東日本大震災に伴う節電等が要因になっていると考えられるところです。

政府が、ことしの7月から約3カ月間、電力需要のピーク時に供給が不足するおそれがあるとされる関西電力管内におきましては、2010年（平成22年）夏に対して15%の節電を要請しようとしておりますが、それを実現するには、少なくとも家庭では昨年を上回る節電対策が必要になるのではないかと考えるところでございます。

また、節電につきましては、特に家庭でのピーク時では、家族みんなが同じ部屋に集まればエアコンや照明の節電につながります。そのほかにも、昼間に家族そろって図書館や美術館などの文化施設へ出かけるのも一つでございます。夜は、たまにはエアコンを切ってうちわを片手に夕涼み、また家族そろって水辺で夕涼みなど、家族みんなで楽しめる過ごし方を見つけるのも、家族で触れ合いながら省エネを考えるいい機会にもなるのではないかと考えます。

電力不足への対応ということではございますが、そのことにとどまることなく、

例えば冷蔵庫の扉の開閉を減らす、電化製品の主電源を切る、日中の不要な照明は消すなど日常生活の中での何げない小さな取り組みが日常化していくことの積み重ねと広がりがある有効な節電であるとも考えておりますので、生活を見直す、エコライフを考える視点でも啓発に努めてまいりたいと考えております。同時に、広報や有線放送、さらに啓発チラシなども活用しながら、電力が不足すると言われる夏場に限ることなく、通年的に周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

竹山議員におかれましても、エコライフ推進協議会において省エネルギー対策部会で御活動いただいているところでもございます。ぜひとも御指導・御支援賜りますことをお願い申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 2番、竹山兵司議員。

○2番（竹山兵司） ただいま御回答いただきました。エコライフ推進協議会あるいは省エネにおきましても、節電の一助として、ゴーヤやアサガオの苗の注文がありました。私もゴーヤ2本を注文いたしました。今後ともこのような形で住民各位の啓発を希望申し上げ、これで質問を終わります。

○議長（蔵口嘉寿男） 7番、貴多正幸議員。

○7番（貴多正幸） 平成24年第2回定例会一般質問として、町民の健康増進について伺います。

平成21年第4回並びに平成23年第2回の定例会において一般質問をしましたが、再度質問をします。

私は以前から、町民の健康について、課を超えた取り組み及び連携について、また、特定健診等の受診率を上げるにはどのようにするのかという質問及び提言をしてきたと思っています。その当時の答弁にあったように、当局として御尽力をいただいているとは思いますが、結果として、平成22年度の竜王町における特定健診の受診率は28.3%となっており、県平均が33.1%、全国平均が32%との結果から見るといずれも下回っていること、また、平成23年度末における一般療養給付費の予想を超える増加等をかんがみると、政策と結果が伴っていないことは一目瞭然であります。そこで、今後の町民の健康増進について、どのようなお考えがあるのか、再度質問をします。

○議長（蔵口嘉寿男） 嶋林健康推進課長。

○健康推進課長（嶋林さちこ） 貴多正幸議員からの「町民の健康増進について」の御質問にお答えいたします。

竜王町の特定健診の受診率は、これまで全国平均や県平均を下回っており、平成23年度についても同様の結果となりました。受診率を上げるためにさまざまな方策を講じてきましたが、残念ながら結果につながりませんでした。住民の皆様健康への意識を高めていただくように働きかけていくことが重要であるとの認識のもと、地域振興事業団の協力を得まして、住民税務課と健康推進課が連携して、去る4月13日に健康（幸）イキイキまちづくり研修会と題し、区長、福祉保健推進員、健康推進員の皆様を対象に研修会を開催いたしました。

この研修会では、前段の講演で、竜王町と同じように特定健診の受診率が低かったけれど、地域ぐるみの取り組みにより受診率が上がった町の事例を学びました。その後、竜王町の国保における疾病や医療費の状況、医療制度の仕組みなどについて、さらには特定健診の受診率が低いことが及ぼす影響などについて説明を行いました。地域振興事業団からは、スポーツセンターやスポーツジムの利用、健康づくりに効果的なストックウオーキングの紹介、各種スクールの開催並びに運動用具の貸し出し等について説明をしていただき、楽しみながら健康づくりができる方法についての有意義な研修になったと考えております。

この研修会を契機に、区長さんを中心として、区を挙げて各地区で健診や健康づくりに今まで以上に興味を持っていただき、住民皆様が主体的に取り組んでいただけるように進めてまいりたいと考えています。

また、各地区に保健師と国保担当者が出向きまして、特定健診や医療制度などについての出前講座と意見交換会を計画していただくようお願いしましたところ、町内32地区のうち、現在12地区が実施していただくことになりました。そのほか、資料提供や独自の取り組みを計画していただいた地区が9地区となり、何らかの取り組みをしていただく地区は合わせて21地区となっております。

こうしたお取り組みが健康づくりのすそ野を広げることにつながっていくものであると思います。さらには、このことにとどまらず、住民の皆様健康の大切さを感じて健康づくりを実践していただけるように、さまざまな機会を活用して啓発をしていきたいと考えています。

また、健康推進課では、教育委員会とも積極的に連携し、食育の推進をはじめ、スポーツフェスタや町文化祭等の開催時に、骨密度の測定や血流の観察などができる機器を用いて、広く住民の方々に自身の身体の状態を知っていただくとともに、健康について興味を持っていただくこととあわせまして、健康を維持できる秘訣などをPRしてまいりました。

平成23年第2回定例会において、町民の健康について貴多議員より御質問をいただきましたが、健康いきいき竜王21プランに定めております七つの分野の目標や、その取り組みの方針、内容についてお答えを申し上げたところでございます。本年度は、そのプランの最終年度を迎え、目標達成に向けて、各ライフステージに応じた取り組みの実践を行いながら、住民アンケートの結果から目標の達成状況と課題の把握を行い、竜王町の実態を見据えて、今後の取り組み方針を決定していきたいと考えているところでございます。

以上、貴多議員への回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 7番、貴多正幸議員。

**○7番（貴多正幸）** 今、今後の取り組み並びに事業団も交えて、いろんな研修会等していただき、町民の健康について本当に考えていただいているのかなというふうに感じたわけですが、きのう教育民生常任委員会がありまして、その場でいただいた資料なんですけど、竜王町スポーツ推進計画、まさに生涯学習課とのコラボみたいな形やと思うんですけど、この中の竜王町スポーツ推進計画策定検討委員会委員の中に健康推進課の保健師さんが入っておられるのは、非常にいいことやなというふうに思ったわけですが、その第3章スポーツ推進計画の基本方針、基本理念の中に、「行政は必要な環境づくりに努め、関係機関や団体はそれぞれの役割を踏まえ、互いに連携しながら、町民にスポーツに親しめる機会の提供を勧めます」ということで、今年度からお取り組みいただくわけですが、その推進体制のイメージというのは、人間で言うたら脳みそのような部分になるのかなというふうなところの図があるわけですが、そこには町民さんや地域、保育園、体育振興協会、事業団を中心にして進めていくという取り組みの中、そういう感じのイメージがあるわけですが、そこにはやっぱり健康保健福祉関係の分野が入っていないのがちょっと残念やなと非常に思ったわけです。また、日ごろから健康推進課として受診率を高めるためにPRするというのも大事ですが、町民さん自身が本当に健康について考えていただくことも必要かと思えます。

そこで、このスポーツ推進計画の中で、24年度から28年度に向けてはラジオ体操、そしてウォーキング、レクリエーション、スポーツの活動基盤づくりとかいうふうに書かれているわけですが、どう見ても24年、25年、26年、27年、28年、ずっと同じなんです。確かにレクリエーション、スポーツの活動基盤づくりというふうなところに関しては、活動基盤づくりが26年度に

は充実になっていて、28年度には拡大になってる。これ見ても同じことの繰り返しで、何か本当に住民の健康増進について考えていただいているのかなというふうに、この部分だけを見ると私は感じてしまいます。

そこで、この竜王町スポーツ推進計画について、本当にやる気があるのか、町民の健康についてどのように本当に考えているのかについてお伺いいたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 田邊生涯学習課長。

**○生涯学習課長（田邊正俊）** 貴多議員の再質問にお答えいたします。

昨日の教育民生常任委員会で平成23年度に取りまとめました御指摘のスポーツ推進計画について御報告させていただきました。その中においては、議員仰せのとおり、健康体力づくりの大きな支えとしてスポーツを住民の中の日常化として努めていくことを掲げております。

そこで、まず1点目、御質問いただきました推進計画の中の年度計画でございますが、これが冒頭、今年度が初年度という位置づけをさせていただいておりますけれども、28年度までほとんど同じような表現になっていて、これでやる気があるのかというような御指摘であったかと思えます。

まず、そこについてでございますが、私どもはきのうも申し上げましたように関係各位、関係機関の皆様方から御意見を賜りながら、この計画を練り上げてまいりました。その中でラジオ体操、ウォーキングを中心に今では進めていくのが一つの方策でないかという多数の意見をいただいたところです。

平成24年度につきましては、まずこの計画の周知、25年度も含めてでございます。全戸配布という御意見もきのうはいただいたわけでございますが、議員提案いただきましたように、全戸配布も含めて各種団体への配布も視野に入れながら、まずはこの計画について目指すところ、またその意味についても御理解いただくよう努めさせていただくというふうに考えております。また、ラジオ体操、ウォーキングの取り組みにつきましては、優先順位と申しますか、まずラジオ体操の普及に努めていきたいというふうに考えております。

この夏休みを一つの目途といたしまして、関係機関、団体、また地域の役員さん等に働きかけながら、このスポーツ推進計画の理解も深めていただく中、可能な限り地域住民がかかわっていただく中で、人数は最初から多くはならないかもわかりませんが、少しでも多くの方々にラジオ体操をしていただければというふうに思っております。ただ、この推進計画につきましては、この表現の中では5年間ずっと同じ表現というふうに書いておるわけですが、3年、5年と見

直しもかけていきたいというふうに思っております。と申しますのは、子どもたちの体力の向上も含めまして、ラジオ体操のみならず、高齢者の健康体力づくり、そして子どものときに培ったスポーツの習慣が中高年、そして高齢者になって生涯にわたってスポーツ習慣に資するような計画となっていくということで、議員御指摘のとおり、ずっと普及ができるかどうかということも含めて、計画の段階ではまずはウォーキングの可能性も含めて、ラジオ体操については一定各地区で習慣づけということがなりましたら、そのことも含めて、今度は新しいニュースポーツ等について、そのスポーツの持つ可能性を広げていくことも含め、修正・検討を加えていきたいと思っております。

ここで、5年間同じ表現になっておりますのは、まずはラジオ体操とウォーキングを中心に町民の皆様方に体を動かすことに集中的に取り組みたいという意思のあらわれということも含めて、御理解いただきたいと思えます。くどいようでございますが、3年、そして5年の評価見直しの中で、その時々々の現状を踏まえながら、新しいスポーツ生活、ライフの提案も含め、修正が必要であれば加えていきたいと思っております。

以上、貴多議員の再問への御回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 7番、貴多正幸議員。

**○7番（貴多正幸）** 5年間かけて住民の皆さんに周知をしてくというふうなお答えだったかというふうに思います。こういうのは、ことしやって来年すぐ成果が出るというものではないので、ずっと続けていくというのが大切だと思うので、やはり住民の皆さんに、せつかくこういうものをつくって計画して、計画目標値を持っているんやったら、そこに近づくために、そういった周知徹底なりしていただきたいなというふうに考えるわけですが、本日役場に来させていたいただいたら、非常に車が多くて、何でやろうと思ったら、まさに本日は特定健診をされているのかなというふうに考えるわけです。

以前からこういった取り組みとかをしていただきたいというふうに私は言ってきたんですけども、自分自身、私自身も車を置くところがなかったわけですね、なかなか。特定健診に来てくれ、来てくれと、健康づくりのためにそういう健診を受けてというふうに役場が、まあ言うたら、住民さんにお知らせしているわけですよ。例えば、来られた方が車をとめる場所なかったらどう思います。皆さん、きょう健診してはるの知ってはりますか。やっぱりそういったところでね、健康

推進課のほうできょうは特定健診してんのやというふうになったら、前日に総務課のほうから、あしたはちょっと職員は公民館じゃなくて、図書館とか、防災センター前に置くような周知をしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに私は考えるわけです。研修会とか、そういう事業について、課を超えた取り組みもいいとは思いますが、そういった小さいところからも変えていかなければならないのかなというふうに考えます。

現在のこの課の体制になって、もう五、六年たつと思うのですが、やっぱりそういうことを考えて、役場の中から機構改革でもしていただき、変えていかなければならない時期が来たのと違うのかなというふうに私は考えるわけですが、最後に、その辺についてどのようにお考えかをお伺いいたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 青木副町長。

**○副町長（青木 進）** ただいま貴多議員さんから再質問をいただきました内容につきましてでございますが、健康推進課だけの問題ではございませんので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

今、本日きょうは特定健診ということで、多くの住民の皆さんが役場のほうに来ていただいています。その駐車場の対策について、もう少し配慮をすべきではないかという御質問でございます。

町といたしましても、いわゆる公民館、防災センターあるいはこの庁舎等で大きな研修会、他市町からお客さんが見えられる場合には、前もって総務課のほうから各職員に図書館なりそういうところに駐車して、本来庁舎の前等はあけるといような対策も講じております。そのことが今回、特定健診にかかわりまして、もう少し徹底ができておりませんでしたので、このことにつきましては、今後きちっと御意見のとおり対応させていただきたいと思えます。

いろいろ組織・機構にかかわっての御質問でございますけれども、このことにつきましても、平成24年度が新たに企業誘致あるいは定住特別対策室等を設置したわけでございますけれども、全庁的にいろいろ機構・組織も見直さなならない時期に来ております。早急に各課等の課題等につきまして、総務課のほうでヒアリングをいたしまして、そのヒアリングの結果に基づいて、早急に事務改善委員会という庁内組織がございますので、立ち上げて検討してまいりたいと思えますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 次の質問に移ってください。7番、貴多正幸議員。

**○7番（貴多正幸）** それでは、次の質問に移らせていただきます。竜王町立学校等の改築計画についてお伺いいたします。

平成24年第1回定例会にて、竜王町立竜王小学校改築基金条例が可決し、平成24年度当初予算にも5,000万円の基金繰り入れが認められ、10年後の改築に向け準備が進んでいるところであります。しかしながら、今年度に竜王西小学校は築24年、竜王中学校に至っては築33年を迎えます。特に、ことし2月に教育民生常任委員会において竜王西小学校を視察した折、中庭の側溝のグレーチングのずれには唖然といたしました。ほかにも多数に及ぶ学校・園側からの要望事項を議会に対していただいています。そこで、町立小・中学校、幼稚園の今後の改修計画について質問します。

また、平成24年度竜王町教育行政基本方針の中には、防災センターとしての機能を備えた学校整備に焦点を当て、計画することが求められるとありますが、具体的にどのような考えをお持ちなのかについても示してください。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 市田学務課長。

**○学務課長（市田太芽男）** 貴多正幸議員の「竜王町立学校等の改築計画について」の御質問にお答えいたします。

まず、町立小・中学校、幼稚園の今後の改修計画については、町の建設計画で次のように計画しております。御指摘のあった竜王西小学校については、平成25年度から、特に学校から要望のある放送設備改修を計画し、平成27年度、平成28年度に体育館改修と中庭の大規模修繕を計画し、その後、老朽改修工事を計画しております。なお、中庭の側溝グレーチングについては、地盤の影響もあり、大きなずれやタイルの起伏もありましたが、昨年の夏に職員作業にて池については埋め立てを行い、幸いにも事故等の発生はありませんでしたので、あわせて報告いたします。

さて、竜王幼稚園につきましては、内外塗装やトイレ等を含めた老朽改修工事を平成28年度に計画しております。竜王西幼稚園については、園児数の増加による学級増に対応できる教室の増築計画を平成26年度に計画しております。竜王中学校については、平成26年度から3年間で体育館の大規模改修及びプール、グラウンド、テニスコートの改修を計画しています。竜王小学校については、今年度改修工事を行い、平成33年度に改築工事を計画しているところです。

今後、計画どおり進行できますよう、関係各課とも調整・連携しながら、取り組んでいく所存です。

続いて、防災センターとしての機能を備えた学校整備に焦点を当てた計画に係る考え方についてお答えします。

さきの東日本大震災においても、避難所として学校施設が利用されることが多かったことは御承知いただいていることと思います。このことから、今後の学校施設のあり方として、避難所施設としての機能を兼ね備えた施設整備の必要、つまり地域の防災センター機能を有する必要があると考えています。例えば、今回の竜王小学校の改修工事では、トイレの洋式化及び障害者用トイレの設置や昇降口や玄関にスロープを設置するなど、避難されてきた高齢者等の方にも対応できるよう考えています。

また、家庭科室については、避難者の調理室としての機能を視野に教室の配置がえも含めて検討しています。保健室にシャワー室を設置することも対応の一つです。井戸水も現存のまま残し、被災時に活用できるようポンプの更新を行います。これらは一例でしかありませんが、学校を避難場所として想定するか否かでは、限られた予算の中で行う工事の方向性が大きく変わってくると考えます。このことから、教育行政基本方針の中で、学校園の改修工事にかかわって、教育委員会の方向性を示したところです。どうぞ御理解いただき、貴多議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 7番、貴多正幸議員。

**○7番（貴多正幸）** ただいまの改修計画について、優先順位もあると思うので、その学校側からの要望等がかんがみてお答えいただいたと思うわけですが、やっぱり私一番気になるのは、災害というのは起こってほしくはないんですが、いつ起こるかわからない。今、現在、学校、小学校、竜王小学校、西小学校、竜王中学校については第2次の避難場所にも指定されているわけなんですけどね。例えば西小学校の中庭の改築については池を埋めたと、しかしながら、地盤のゆがみがあるので、なかなか側溝とかはまだ手をつけておられてないと思うわけなんですけどね。やっぱり避難所というふうに指定されていたら、いつ何どき避難されてこられるかわからないわけですよ。

私も東日本大震災における被災者の方々が学校等に避難されている現状を見ていたんですけどね。非常に他人とのプライバシーが守れないとか、ここにいても落ちつかない、寝れないとか、すごい、本当に自分から見て、すごい現状やなというふうに感じたわけなんですけどね。この竜王町についてもいつ、そういう事態が起こるかもわからない、そのときに、ああいう部屋とかの狭さとか、今言わはる

改修計画の中で、例えば中学校やったら体育館の屋根とかグラウンドとかテニスコート、そういったところより、実際に避難されてこられた方がそこで生活をされるわけですから、その方々に不便があってはならないというふうに私は思うんです。今現状で言ったら、そういったところはないのか、現状避難場所として指定されているけれども、避難されてこられたときにふぐあいがいいのかということについて、再度お聞かせ願いたいというふうに思うんですけれども、よろしくお願いたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 市田学務課長。

○学務課長（市田太芽男） 貴多議員の再質問にお答えをいたします。

確かに避難所として活用された場合、プライバシーが守られないとか、そういったことはあるとは思うんです。というのは、やはりこれが目的として学校施設として利用されているのがメインでございますので、そのことから考えれば、当然、今の学校施設の中においては、恐らく一番に体育館のほうへ避難場所として設定されることが多いです。そんなときにはプライバシーのことが守れるかというと、今の現段階では守れにくいなと。そこで、今回の竜王小学校においては、その体育館が避難場所となることも想定して、体育館のトイレのほうも見直していこうというようなことも含めて考えております。

まだまだ不足でございますけれども、例えば、先ほど言いましたように、井戸水のポンプを利用して、発電装置さえ備えつけばその水が利用できますし、またほかの学校の例を見ますと、かまどベンチをつくったりというようなこともございますので、今後、竜王小学校の改築に合わせてはそのようなことはきちっと整備をしていきたいと思っておりますが、やはり学校施設であるということがメインでございますので、教育委員会からはそのことしか申し上げられないということで、御質問の御回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 7番、貴多正幸議員。

○7番（貴多正幸） やはり子どもたちに学んでもらう場所なんでね、それが大前提ということは仕方がないというか、当然のことだと思いますので、その辺についてはこの辺にしておきたいなというふうに思います。

今、最初の答えの中にありましたように、改築、改修の計画をたくさん言うていただいたわけですが、こういった改修をするについては、やっぱりお金がどうしても絡んでくると思うわけですが、その辺についてしっかりとした計画の中、町として準備しているお金があるのか。というのはね、今定例会に

も一般会計の補正予算で出されているわけですがけれども、竜王幼稚園の用務員室の雨漏れですかね、106万1,000円、修繕費として出されています。

普通、家とかで雨漏れがしてきたら、どこが漏れているのかなと調べるわけですよ。それは何でかと思ったら、ちょっとでもお金がかかるのを抑ええるために。例えば今回の場合は、実際に調べたけど、わからなかったのどうかわかりませんがね、4月に起こった物すごい台風並みの低気圧が来たときに、相当漏れたという説明を受けたわけですが、余り漏れ過ぎると、屋根だけじゃなく、今度は天井をかえたり床もかえたりしなければいけないようになってくるのと違うかなというふうに思うわけです。だましましやっけてきて、ぎりぎりになって、もうこれ以上はもうもたへんわというところで直すより、早期に見つけて直すほうがお金がかからないのと違うかなというふうに考えるわけですね。

先ほど質問した特定健診とか、ああいったものについてもね、役場側は住民の皆さんに早期発見、早期治療というようなことを言うてはんに、何でその役場の中のものについて、早期発見・早期手直しをしないのかなという、こういうのを矛盾に感じてしょうがない。しっかりとした年次計画のもと、お金が捻出されるのか。それと今回、このような補正予算が出たわけですが、ぎりぎりになるまでほっておくんじゃなく、早期に見つけて、早期に改修、直すというようなことが今後されるのかについてお伺いをいたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 市田学務課長。

○学務課長（市田太芽男） 貴多議員の再々の質問にお答えをいたします。

今回、竜王幼稚園の雨漏りに対しまして、補正予算を要求させていただきました。議員御指摘のとおり、早期に当然見直したほうがよいことと思います。教育委員会では昨年度、学校施設管理係を設置いただきました。おかげさまをもちまして、ここ2年間は、係長が学校施設へ巡回する機会が多うございます。その結果、いろんなところで早期発見に努めておるところでございます。今回もそのことも含めて、今まで漏れていたところを早期に見ていただいたというふうに私どもは確認をしております。今後とも、学校施設管理係の係長が中心になりまして、学校施設の早期の点検・発見に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解いただき、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） 貴多議員の再問について、資金面の関係並びに整備計画

の関係でお答えをしたいと思います。

昨年度、総務課におきまして、公の施設がおおむねやはり高度成長期に建設されまして、更新期、大幅な手を入れるような時期を迎えているということから、公共施設の、公の施設の改修計画の部分について調査をし、取りまとめをさせていただいて、それに基づいて、修繕等については順次手を入れさせていただくということを考えております。

また、それに先立ちまして、町としましては建設計画ということで、今の先ほど市田課長が回答いたしました、大きな修繕等が伴う計画については、財政の状況等も勘案しながら、5年、10年のスパンで計画を立てておりますので、そこ町の財政の状況で加味しながら、順次整備をしていくということになってまいります。

また、お金のことにつきましては、基金で備えをしていくということで、教育厚生基金がございますので、そうした備えをしていくということになりますし、これにつきましては、今十分なお金があるかといいますと、やはりそれに備えて、将来的に備えて、今後も基金に積み立てをしながら、そうした大きなお金が必要とする事業に備えていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上、回答とします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** この際申し上げます。ここで午前10時35分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

**○議長（蔵口嘉寿男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、山田義明議員。

**○5番（山田義明）** 5番、山田義明。終末期の医療についてを伺います。

昨年10月に行われた社団法人全日本病院協会の患者の家族に対する調査では、本人の意思を生前に書面化するリビングウィル、不治の病にかかった場合に過度の延命治療を拒否する旨を、元気なうちに書面で明らかにすることですが、このことについて約7割の方が聞いたことがないと回答されています。また、延命治療の中止手続などを規定したガイドラインは厚生労働省や医師会などで作成されていて、延命治療を中止する際などの手続を定めています。これに基づかない場合、患者側の意思が十分に尊重されないおそれがあり、利用率を上げる必要があ

ると指摘しています。

終末期医療での患者やその家族が納得いく治療が得られるのなら問題ありませんが、往々にして、その期待にそぐわない場合もあります。特に患者がその時点で意思表示できない場合は、家族や親族も当然治療の判断に迷い、双方において不幸な延命となる場合があります、私もこのような経験をしました。

つきましては、患者や家族及び親族に納得いく終末期医療ができるよう、当町の医療機関や担当課でリビングウィル、終末期医療に関するガイドラインを有効に活用し、人生の最期まで納得いく生き方ができるような取り組みはできないかにつきましてお伺いいたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 田中住民福祉主監。

**○住民福祉主監（田中秀樹）** 山田義明議員からの「終末期の医療について」の御質問にお答えいたします。

私たちは、ふだん、人生の最期をどう過ごしたいかということについて話題にしにくく、身近な人と話をする 것도 少ないと思います。人生の終末期の過ごし方はさまざまです。病院で過ごす、自宅で過ごす、どこでどのような医療を受けるか、本人や家族の意思を話し合っておくことは大切だと考えています。生前にみずからが病気になったときの治療の方針などを書面により意思表示するリビングウィルや、国や社団法人全日本病院協会の示すガイドラインに沿った治療方針については、個人の尊厳、医療への望みなど患者、家族をはじめとする介護者、病院や施設、医者などの医療スタッフにとって、患者当人の意志を反映した医療となり、大変有用なものであります。

最近、新聞報道等で、人生のエンディングやエンディングノートという言葉も耳にいたします。これは、みずからの人生のエンディングを迎えるに当たり、終末期の自分の望む医療の受け方をはじめ、意思表示のできない症状や病気になったときのために介護を受ける場所、介護者、費用負担などの希望、臓器提供の意思、死後の弔いに関することまでノートに書き残しておくものです。

生きること、終末期を迎えることに前向きになるリビングウィルの選択もあることの情報提供とともに、介護者も医療スタッフも一体となれる地域社会づくりについての啓発についても必要であると考えているところです。

以上、山田議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 5番、山田義明議員。

**○5番（山田義明）** 実は、まあいろいろ返答していただいたんですけども、竜

王町での医療機関についての対応がどうなっているのかとかいうことについては、ちょっと説明があるんかと思ったんですが、ちょっとそういう内容がなかったもので、ついでには医療機関にやっぱりこういったことが実は全国の病院のほうにも、この調査につきまして問い合わせたところ、3分の2、約66%が終末期の医療に関するガイドラインを使っていないというような返答があったということでございます。竜王町のほうにおきまして、そういう医療機関もございまして、また行政におきましてこういった取り組みをしないと、実は私の親族も近々におきましてこういったことが起こったということで、実はそんな対策もしてなかったということで、これはちょっと何やなあということで、今回、ぜひまた質問をさせてもらおうと思ったわけでございます。

実は、地域の老人会においてもこういったことにつきましてお話をしていたたくさんの方がおられるということも得まして、西出区におきましては、こういったことをさせてもらったんですが、そういう団体等においても、こういったことの取り組みが十分できるわけですし、医療機関・行政においても、また隣近所におきましてそういった取り組みはしながら、やはり最期は楽に治療もできる、また本人様におきまして、それはそれで満足できる人生が送れるということについて、もうちょっとその対策をしてもらえるような返事が欲しいんですが、その点、再度お願いしたいと思います。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 田中住民福祉主監。

**○住民福祉主監（田中秀樹）** 山田議員さんからの再度の質問になります。

町内での医療機関での取り組みについて、具体的に何かあるかという質問であります。

特にこれにつきましては、今言いましたように特に終末期につきましては、個人の尊厳とか家族の思いなど、行政が指導的な立場では入る場所がなかなか難しいと言われております。ただし、終末期の自分が望む医療の受け方をはじめ、意思表示のできない方のためにはリビングウィル等の存在を情報提供するというところで、こういうのがありますよと、こういうのも活用できますよということで、そういう情報提供としては行政としてはできるとは考えております。

特にこれにつきましては、医療機関にも確認を先生にもいたしますと、なかなか難しい場合であるのが行政でして、ただ情報提供はできるということになりますので、今後、それについては考えていきたいとは思っております。

以上、答えといたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 5番、山田義明議員。

○5番（山田義明） ただいまの返答では情報提供はできるということでございますが、すんやけども、ぜひまた情報提供をしていただきたいのと、あわせまして、実はちょっとこれ去年のチラシで見ておるんですけども、いわゆるシンポジウムをされているわけです。あなたが命の主人公ということで、人生の最期の生き方を自分で決めることができますという感じで、実は守山市のほうでされたチラシなんですけど、これにつきましては、非常に遠くから先生も呼ばれて、みとりに関する論理的な視点とか、あるいはみとりに関する法的視点という題名で講演をされておるわけでございます。

このことについては、非常にお金もかかるわけではございますが、このシンポジウムは公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団の助成金を受けて開催しています等もございます。ひとつこういったことを助成金も出ているということですので、こういったことを活用していただきまして、最期の医療ということにつきまして、やっぱりそれなりの納得いくような医療が受けられるよう、何か無理に無理押しするという意味やなしに、やっぱり豊かな人生を最期まで送れるというような取り組みをこれからも行政にしていってほしいなと思うんですが、こういうようなことにつきまして、先ほどは、どちらかいうたらちょっと引いたような話ではございましたんですが、やはりちょっともう少し積極的な前向きな返答をとるか、そういう話がないのかなということで、再度お尋ねしたいなと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） 田中住民福祉主監。

○住民福祉主監（田中秀樹） 山田議員さんからの再度質問で、もう少し前向きな発言がないか、取り組みがないかという御質問であります。

特にこの質問につきまして医療機関のほうに確認をしてきました。特に行政としてどのように立ち入るか、人の尊厳についてどうかということであります。今言いましたように特に終末期、個人さんの尊厳とか家族の思いがあります。そして、いろんな遺言とかあります。行政がああせえ、こうせえとは言えないのは当然であります。だから、なかなか立ち入れないという場面があるということで、先生も言うておられました。

ただし、在宅みとりとか、そういう関係は行政としてもやっていかなければならないだろうと。ただ、そういうような、今言うたようにエンディングノートとかリビングウィルとか、そういうようなものがあるというのを情報提供しながら、皆さん、それを活用いただくと、そういうことによって、いろんな家族の中でも

一つの方向性が見出せる、終末期における取り組みというか、そのときに慌てなくてもいいということで、そういう情報提供はやはり行政はできるかなということでもありますので、今考えておりますのは、この質問をいただきまして、そういうような方向で情報提供を、資料も集めながらやっていくように今考えていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 6番、内山英作議員。

**○6番（内山英作）** 6番、内山英作。安全な通学路対策についてお伺いいたします。

4月23日、京都府亀岡市で集団登校中の小学校児童と保護者が無免許の少年が運転する軽自動車にはねられるという事故が発生しました。続けて、27日には千葉県館山市と愛知県岡崎市でも同様の事故が相次いで起こっています。また、5月7日午後9時半ごろ、徳島県阿波市の市道で、自転車に乗って帰宅途中の男子高校生4人の列に軽自動車が入り込んだ事故等、各地での悲惨な事故の状況が報道されています。

竜王町内においても、児童・生徒の登校時間帯と通勤時間帯が重なり、特に自治会内の道路や周辺の道路においては、十分な歩道やガードレールの確保はなく、さきの事例のように通学路環境は100%安全ではないと思います。当然、既に惨事を回避するために通学路に危険・盲点はないか点検がなされたと思います。町内の通学路に限らず、自治会内の道路及び周辺道路など危険と思われる箇所は町内にはどれくらいあるのか、また、危険箇所に対しての対応はどのようにされているのか質問します。さらに、集団登校における安全確保対策について、教育委員会として対策はどのようにされているのか質問いたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 若井生活安全課長。

**○生活安全課長（若井政彦）** 内山英作議員の「安全な通学路対策について」の御質問にお答えをいたします。

自治会内の道路及び周辺道路での危険箇所とその対応についてでございますが、危険箇所を把握することにつきましては多様な要因がございます。ということから難しい状況でございます。これまでから自治会におきまして危険箇所などにつきましてはその対応も含め要望をいただいているところでございます。要望につきましては、関係課等で協議をいたしまして、町で対応させていただけるものについては関係する部署において対応させていただき、規制を要するものや、ほか

に管理者が存在する場合など、関係機関などへ要望をさせていただいたりすることで対応させていただいております。

また、自治会内での啓発看板やカーブミラーの設置などにつきましては、「自ら考え、自ら行うまちづくり事業」などを有効に活用いただき、みずからの地域はみずからが守るを基本に安全確保を図っていただいているところでございます。

危険箇所の改善や対策はもちろん必要ではございますが、まずは、各個人の安全に対する意識の高揚が重要と考えております。それぞれの地域での交通安全教室の開催などさまざまな機会をとらえ、今後とも啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、内山議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 市田学務課長。

**○学務課長（市田太芽男）** 引き続きまして、集団登校における安全確保について教育委員会としての対策でございますが、新聞報道によりますと亀岡市の事故現場付近は、PTAからの要望により、4年前に側溝をふさいで1メートル余りの路側帯を設け、さらに通学時間帯は一方通行にしていたが惨事を防げなかったとの記事が掲載されておりました。

また、全国小学校の81%が不審者対応も兼ねて集団登下校を実施している実態があり、さらに本町の地理的な条件をかんがみますと、現時点においては集団登下校が最も有効な手段であると考えます。集団登下校における安全確保についての教育委員会としての対応については、先ほどの小森議員からの御質問にも回答をさせていただきましたが、今後とも学校と地域、保護者による登下校時の見守り活動の強化と交通安全教育を継続していくこと、そして少しでも交通環境がよくなるよう関係機関と連携することだと考えています。また、地域安全協議会等の関係機関に対して、ドライバーに対する安全運転啓発や危険運転の取り締まり強化について要望も行っていきたいと思います。

以上、内山議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 6番、内山英作議員。

**○6番（内山英作）** 先ほど、町内の危険箇所の数はわからないという答えでございますけれども、事故は起こってからでは遅いので、早急の交通安全施設の整備が必要でございます。今日まで、実際に町内で危険箇所として上がっている数に対して、交通安全施設として整備されたのはどれぐらいあるかということをお伺いしたいと思います。もし、まだ対応できていない箇所があれば、なぜ整備でき

ていないか、その理由をお伺いしたいと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） 内山議員の再問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、危険箇所を把握するにつきましては、それぞれ多様な要因があり、難しいところがございます。これまでに要望として上がってきたところを、順次対応できるものについては関係機関へも要望しながら対応させていただいているというふうな状況でございます。箇所数等につきましては把握はそういう意味ではできておらないという状況でございます。危険な要因、それがそれぞれ多種多様でございますので、看板をつけるだけで対応ができるもの、それにまた構造的に改善・改修が必要なもの等々いろいろありますので、その辺につきましては、また引き続き、現在まだ改善が進んでいないものにつきましては、引き続き関係機関にも要望しながら対応してまいりたいというふうに思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 6番、内山英作議員。

○6番（内山英作） 特に自治会内の里中の道路での朝の通勤、登校時間帯における車の速度制限をしたり、ゾーン30とか言われるやつですね。あるいはまた他の道路を利用していただくような看板を設置等、今日まで何か具体的な施策について実施され、交通安全上、その効果についてよい事例があれば教えていただきたいと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） 内山議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

例えば集落内の道路等で車が通る、車両がふえる、そういったことにつきましては、地域のほうで集落内の生活道路でありますので、通行を遠慮くださいとか、そういった看板を自主的に地域でも立てていただいているというものはございます。一番の最近の例といたしましては、三井アウトレットパークの開業に伴いまして、相当な車両が関係地域に進入するであろうということで、あそこにつきましては、事業者とも連携をした中でございましたが、そういった看板も掲示をいただいているということでございます。大きなそういった車の進入はなかったと、道を間違えて進入をされるというのはあったのでございますが、通過道路にして集落内を通るといふことはそうはなかったというふうな状況でございます。

また、速度規制等の関係でございますが、例えば、集落内を速度規制をすることになりますと、これは規制の対象になりますので、一方で取り締まりが必要になってくるといったときに、そういったところについて、取り締まりの対象になった方が地域の方々が多くあったというふうなことが、これは本町ではございませんけれども、他の地域ではあったということでございます。そういった意味では安全対策でやったけれども、また地域の方々からその規制についてはやっぱり外すべきだとか、こんなことが他の地域であったということもございまして、そういった速度規制とか規制にかかる分につきましては、地域で十分御議論もいただきながら、関係機関のほうに規制要望なりをしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 次の質問に移ってください。6番、内山英作議員。

**○6番（内山英作）** 地域福祉の推進についてお伺いいたします。

竜王町では、健康で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進するため、平成9年度から各区に福祉保健推進員を設置して地域福祉を展開されています。推進員の職務の中には地域の健康づくりの計画と実施、福祉保健に対する問題提起、福祉ニーズの把握とネットワーク活動の推進、福祉サービス・施策等の学習などがあります。現在、竜王町が実施している推進員に対する研修・指導内容はありますか。少子高齢化、地域での隣近所の希薄化が進む中、今後自治会を中心としたネットワーク活動がますます重要性を増してくると思います。同時に、地域福祉を推進する中心となる福祉保健推進員の役割は非常に大きなものがあります。竜王町としてこの推進員の役割、必要性をどのようにとらえ、今後地域福祉を具体的にどのように推進されようとしているのか、質問します。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 嶋林健康推進課長。

**○健康推進課長（嶋林さちこ）** 内山英作議員からの「地域福祉の推進について」の御質問にお答えいたします。

福祉保健推進員の前身は福祉推進員と健康づくり推進員であり、福祉の分野と健康の分野を分けて活動に当たっていただいていた経過があります。それぞれの活動として取り組んでいただく内容が、行政課題の移り変わりとともに活動の境目がなくなってきたことから、平成9年度から福祉保健推進員として職務を担っていただくことになりました。平成23年度より、福祉保健推進員については、健康づくりに軸足を置いたまちづくりを担っていただくこととし、福祉保健推進

員の所管課を福祉課から健康推進課へ変更いたしました。福祉保健推進員さんの研修等につきましては、平成23年度は、一つ目に福祉保健推進員の役割と事業の説明並びに自殺を防ぐまちづくりについての研修会、二つ目に健康づくりフォーラムでの糖尿病予防研修会、三つ目にうつ病予防研修会を実施しました。その他、特定健診や各種がん検診の受診勧奨に取り組んでいただきました。平成24年度は、4月に区長さんや健康推進員さんと合同で「健康（幸）イキイキまちづくり研修会」を開催しました。

今後においては、各地区で各種健診の受診勧奨、地元食材を活用した食育の推進、運動習慣の啓発、子育てを支える地域づくりなどに取り組んでいただき、このような活動を通して、健康でいきいき暮らせる地域づくりを進めていきたいと考えております。

なお、竜王町における地域福祉の推進については、竜王町社会福祉協議会がその中核的役割を担っていただいていることから、今後の体制を協議した結果、社会福祉協議会が委嘱されている福祉委員を中心に地域福祉を展開してまいりたいと考えています。

以上、内山議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 6番、内山英作議員。

**○6番（内山英作）** 以前、たしか福祉と保健の連携ということで福祉保健課という課があったと思うんですけども、現在それが福祉課と保健部門の健康推進課に分かれていますけども、福祉保健というのは本当に密接な関係があると思います。そういった中で、この福祉課と健康推進課の連携ということについて、今後このままでいかれるのか、その辺の連携をどのように今後考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 田中住民福祉主監。

**○住民福祉主監（田中秀樹）** 内山議員さんの再問についてであります。

健康推進課と福祉課の連携についてであります。特にこれにつきましては今日までいろんな経過がございましたが、先ほど副町長が申し上げましたとおり、今年度事務改善ということで取り組みを行います。組織の見直しもやっていくということですので、その中でいろんな意見も交わしながら検討を重ねていきたいと思っております。今、この場でどうしようかという話ではないんですが、事務改善の中で皆さんの意見を聞きながら協議を重ねていきますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上、回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 6番、内山英作議員。

○6番（内山英作） 先ほどの質問の中で、地域福祉を竜王町として具体的にどのように進めていくかという質問をさせていただきましたけれども、社会福祉協議会と連携しながらということをごぞいましたけれども、一つ、地域福祉に関して、町長が就任時に策定された計画の実績との関係について伺いたいと思います。

平成21年3月に高齢者が住みなれた地域の中で、いつまでも家族や親しい人たちとともに支え合い、尊厳を持って暮らし続けることができる地域社会を構築するとして、いきいき長寿プランが策定されています。この計画は、平成21年度から23年度で計画期間3年目の平成23年度に本計画全体の評価検証を実施し、見直しを行うとされています。そこで、平成23年度に行われた評価、検証の結果についてどうであったのか伺います。また、この検証においては、地域福祉を推進していく上において重要な位置にある福祉保健推進員がどのように評価されているのか、あわせてお伺いします。

○議長（蔵口嘉寿男） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 内山議員からの再々質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

竜王町高齢者保健福祉計画いきいき竜王長寿プランにつきましては、平成21年に改定をいたしましたものを、今般、この23年度で見直しをさせていただきます、24年度からの3年間の計画として、2012改訂版を今出したところでございます。

この計画につきましては、昨年度、竜王町高齢者保健福祉計画策定委員会を持ちまして、見直し並びに今年度から3年間の計画策定をさせていただいたところでございます。大変遅くなっておりますけれど、お手元のほうにもう届いているかどうかと思えますけれど、長寿プランの製本ができて、お届けをさせていただいております、その中に3年間の取り組みの結果と、そこから見えてくる課題をまとめておりますので、また見ていただければありがたいというふうに思っております。

それから、福祉保健推進員の関係でございますけれど、竜王町でお願いをしております、今まで地域福祉のほうを中心に重点的に取り組んでいただけておりました福祉保健推進員さんと、また社会福祉協議会さんがお願いをしておられます福祉委員さんと職務が重なるところもございまして、地域福祉を重点的に取り組

んでいくというところでは、やっぱり一本化のほうがいいのではないかというようなことを長年協議をしまいいりまして、少し方向を、軸足をそれぞれの役割を分担しながら進めていこうというふうなところまでございまして、先ほど嶋林課長のほうが申しましたような結果になったところまでございます。

これからも、高齢者とか障害者とかそういう部分ではなく、地域福祉というのは健康も含めて大きな視点でも見ていく必要があると思っております、福祉課の部分と健康推進課の部分とがタイアップをしながら地域における健康、また見守り体制とか地域の連携とかを大切に施策を推進していきたいというふうに思っております。

簡単でございますが、回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 次の質問に移ってください。6番、内山英作議員。

**○6番（内山英作）** ふるさと一新について質問をいたします。

竜王町が一番新しい施策を打ち出す、竜王町がどこにもない施策を打ち出す、竜王町が模範となる自治体になる、町長は4年前にこうしたことを公約とするふるさと一新を掲げ、今日まで竜王町のまちづくりに取り組んでこられました。竜王町もホームページでさまざまな町行政の取り組みを町民に公開され、全国にも発信しています。

町長がどのような一新と言える次なる計画を策定されてこられたのかと、町のホームページを開き、町政のまちづくりを見ました。この中では、自律推進の取り組みをはじめ、計画と名のつく13項目のまちづくりの指針となるべき計画や方針が公表されています。ところが、13の計画のうち幾つかは、その計画目標年次を大きく過ぎていながら、今なお町の計画として公表されています。何を一新されたのか非常に驚いています。特に自律推進の取り組みの行革大綱集中改革プランにあっては、平成18年3月に改定や策定をされ、目標は21年度までとなっています。このプランがいまだに現在の町のプランとしてホームページに掲載されています。当時、町長が財政改革を唱えて就任されたにもかかわらず、なぜ新たな行革大綱や実施計画を策定されなかったのか、そして大綱も実施計画もなく、何を目標にこれまで取り組んでこられたのか、質問いたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 杼木政策推進課長。

**○政策推進課長（杼木栄司）** 内山英作議員の「ふるさと一新について」の御質問にお答えいたします。

竹山町政の行財政改革の取り組みについては、ふるさと一新を掲げられての町

長就任1年に当たる平成21年7月に「竜王町財政非常事態に係る対応について」として、その対応・対策を着実に進めるべく指示されたところであり、平成22年度、23年度に財政健全化プランとして実践を行ってまいりました。このことから、平成21年度を計画目標年次としておりました行財政改革集中改革プラン等につきましては、目標の達成がおくれている項目、結果として取り組めなかった項目について再度精査を行い、財政健全化プランにその視点を織り込む中で、引き続き真に実効性のある改革を進めてきたところです。

この財政非常事態の要因は、世界的な金融不安と経済の弱体化の影響からの法人町民税の大幅な減収及び住民福祉の増進を目的としたさまざまな公共施設整備等に係る町債償還による歳出の増加からの、いわゆる財政の硬直化であります。当時、平成21年度及び22年度決算見込みにおいては大幅な財源不足となり、その後においても財源不足の慢性化が予想されたところでもあります。このことから、これまでにない深刻な財政の現状を踏まえ、平成21年度から検討を行い、平成22年度及び23年度に集中して財政健全化の取り組みを実践してきているところでもあります。

その概要を申し上げますと、まず取り組みの方向の項目は、歳出削減については町単独費の上乗せ事業の適正化、事務事業の総点検による見直し、多額な費用を要する建設事業の見直し、各種団体への補助金等の削減、人件費の見直し、歳入の確保については施設使用料の減免等の見直しなどであります。

次に、この間の経過といたしましては、平成21年7月に町長から町財政の非常事態に係る対応・対策の指示が出され、まず事務事業の点検・見直しを行ったところでもあります。同年12月には役場内に設置した財政改革に係るプロジェクトチームの事業評価による改革提言を受けて、第1年次の改革の取り組みを平成22年度事業・予算に反映するとともに、平成22年3月には財政健全化に向けた住民説明会を3会場で実施いたしました。

第1年次の取り組みの主なものは、人件費の抑制、指定管理料の削減、補助金の20%削減などであります。平成22年度につきましては、住民サービス等に直接的な影響が予想される施策を中心に改革案の制度設計等を行い、竜王町行財政改革推進委員会を設置し、平成23年1月に答申を受けて、第2年次の改革の取り組みを平成23年度事業・予算に反映するとともに、平成23年2月には、財政健全化に向けた住民説明会（7会場）を実施いたしました。第2年次の取り組みの主なものは、扶助費による所得制限の導入、幼稚園保育料の見直しなどで

あります。

なお、この取り組みの効果につきましては、2年間で、約1億8,000万円の達成を見込んでおります。また、その成果の一つとして、財政健全化法に基づく実質公債費比率の引き下げにもつながってきております。

以上、平成22年度、23年度に取り組みました財政健全化プランの概要を報告させていただきました。今後も、この成果も踏まえながら、人口減少や地方分権が進む中で、第五次総合計画の確実な推進を図るべく、行財政のあり方について、日々点検、改善、改革に心がけてまいります。

最後になりましたが、ホームページでの発信情報については、よりわかりやすいページづくりに留意させていただき、改善をしてみたいと考えております。

以上、内山議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 6番、内山英作議員。

**○6番（内山英作）** 財政改革でありますけども、いわゆる町財政の財政化指標の一つであります実質公債費比率が改善されたというか、引き下げになったということをおっしゃいました。また、町長みずから広報紙に改善されたことについて報告されています。平成22年度の20.1%から、23年度は19.3%と0.8%改善されています。あえて一新ということを掲げられた町長としては、これを改善と言われることには、私、いささか疑問を持っております。

まず、実質公債費比率は小さいほうが優秀であります。町長も御承知のとおり、18%を超えると地方債の発行に国の許可が必要となるわけです。さかのぼってみますと、町長が就任された平成20年度の実質公債費比率は15.8%でありました。すなわち18%以下でございます。ところが就任されて、町長が初めての予算を編成された平成21年度には18.4%と、この年に18%を超えています。さらにその次の22年度には20.1%と県内6町の中では一番悪くなっています。改善とは、平成20年度予算編成における、すなわち町長就任前の15.8%を下回ってこそ初めて改善と言うべきではないでしょうか。

また、財政指標の一つであります将来負担率においても、竜王町は県下6町で最も悪く、19市町でもワースト3に入っている現状ですが、これは私は反面将来への投資の結果でもあり、それだけ環境が整備されてきたとも言えると思います。町長就任後に18%を超えた実質公債費比率を含め、改めて一新を掲げられた町長の行財政改革の目標は何であったのか質問します。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいまの内山議員の再質問でございますけども、私は就任させていただいた当初、まず18%を切ることが大事なことであるということと、もう一つには、膨らんでおります起債残高を圧縮していくこと、この二つを言い続けております。これが基本的な目標であるというのが私の考えであります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） ただいまの内山議員の再問についてお答えいたします。

町長就任当時から、町の財政の中で実質公債費比率については危惧をされておりました、その就任以降、実質公債費比率が悪化したという姿にはなってございますが、この実質公債費比率の数値を出す背景といたしましては、分母に標準財政規模という数値が出てまいります。この標準財政規模というのは、税収等、そういういろんな要因の中で地方交付税の計算の中で算定をされるということでございます、実は平成18年以前に竜王町はたばこ税の導入をしてまいりまして、急激な税収の増があった時期がございます。そうしたことから、その税収の急激な増を加味した標準財政規模が、竜王町は大体平均して36億強ぐらいの数値が出てまいりますが、そうしたことから標準財政規模が50億を超えるような時期がございます、それが3カ年平均とか、そういう形で引っ張ってまいりますので、分母が非常に大きい中で、実質公債費比率というのが、先ほど内山議員がおっしゃいましたように、15.数%の数字が出てきたということがございますが、一方では、たばこ税を近年廃止をいたしましたので、導入を恣意的にたばこ税をいただくことを廃止しましたことから、その部分がまた急激に減ってまいりまして、標準財政規模が小さくなったという姿がございます。

そうしたことから、実質公債費比率が思うように急激に減ってきていないという姿がございます、先ほど内山議員が御指摘いただきましたように、19%台を今は来ているというような姿になってございます。

確かに、この間、町長のほうが努力されまして、公債費を繰り上げ償還をしたり、そうしたことで借金、起債残高を圧倒的に引き下げをしている事実はございますが、先ほど申し上げましたように標準財政規模に引っ張られての数値ということでございますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

以上、内山議員の再問に対するお答えといたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 6番、内山英作議員。

○6番（内山英作） 質問があと1問ですので、行財政改革に関連して、もう一つ

質問をさせていただきます。

町長は目標を示してそれを実行する、あるいは町長が方針を示して実現するのは、やはり職員の力でございます。同じく、平成19年3月に策定された竜王町人材育成方針なるものがホームページに掲載されています。これは地方分権が進む中、行政運営のあり方を管理型から経営型へと転換を図り、個性あふれるたくましいまちづくりを戦略的に推進することが重要との認識で策定されたものであると記してあります。

そこで、町長就任後、ふるさと一新を実現すべく、その組織の力である町職員の人材育成において、公約されていましたが他の自治体になかった模範とされる取り組みというものをどのように実践されてこられたのか、どのような人材を育ててこられたのか、質問します。

経営型の町政運営と言うならば、期限が過ぎた計画をいつまでもホームページに掲載している組織、そのことに漫然と疑問に思わない人材がいること自体、残念で、かつ竜王町の将来に不安を抱くものであります。公約された模範となる取り組みについて明確な答弁を求めます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 内山議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、ふるさと一新ということについてでございますけども、一新の意味は、すべてのもの、すべてのことが新しくなること、または新しくすることが一般的な使われ方であり、その一新の語源でございます。私は、この一新の文字を公約の中で使わせていただきました。ただ、何事も一度に一気に流れを変えることは非常に難しゅうございます。したがって、一つずつやれるところから、できるところから、これを手がけていく、このことが大切でございます。一新とは、1に新た、そしてまた2に新たに、こういう改革を積み重ねていく意味を含めた表現でございます。したがって、その積み重ねによって町に新しい動き、またはフレッシュ性が出てくるものというぐあいに考えているところでございます。

目立つそういった取り組みはということと人材育成についての質問がございましたけども、人材育成につきましては、県との人事交流あるいは研修への積極的な参加、そしてまた試行を続けておりました人事考課の制度、これを能力を生かす、能力を伸ばす方向でこの考課制度を今取り入れているところでございます。来年度、本実施に向けて、今鋭意この取り組みを進めているところでございます。

あわせまして、やはり竜王町をしっかりとした町にということでは、議員様の御指導をいただくことが第一でございます。そういったこともあわせて取り組みを続けさせていただきたいということで回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 10番、西村公作議員。

○10番（西村公作） 10番、西村公作。竜王町における生涯学習社会と生きがいについて。

生涯学習社会が叫ばれて久しいわけですが、人生80年時代となり、健康で趣味や読書に親しみながら過ごせたらこんな幸せはないと思います。そこで質問します。

1、竜王町には生涯学習の活動拠点施設として、公民館や図書館、またドラゴンスポーツセンター等があるが、その利用状況はどうか。2番、公民館ではシニアデビュー講座や女性いきいき講座、また熟年大学でのコース別・全体学習を開催していますが、その成果はどうか。3番、今後ますます高齢者はふえると思いますが、課題や問題点は何か。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 田邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（田邊正俊） 西村公作議員の「竜王町における生涯学習社会と生きがいについて」の御質問にお答えいたします。

1点目の町内の生涯学習拠点施設の利用状況では、平成23年度の公民館の利用状況は、平成19年度以来5年ぶりに4万3,380人と4万人を超える利用者となりました。その内訳は、教室講座への参加、文化祭や発表会・貸館でのイベント、団体等の会議が主ですが、増築部分でのくつろぎなど、以前にはなかった利用形態もございます。なお、利用者総数に占める65歳以上の利用は5,175名と全体利用者数の約12%となっております。

図書館は、資料の貸し出しのほか、閲覧のみの利用もあり、また常時出入りがあるため入館者数の把握は難しく、貸出カード登録者数を利用状況の目安として申し上げますと、平成23年度末時点で9,599名で、町人口1万2,912人に対し約74%の登録率であります。また、平成23年度の図書貸出総数は延べ15万7,362冊となっており、町民1人当たり約12.2冊で、全国統計でも上位の実績と考えられます。この二、三年は退職シニア層の方の利用も逡増しており、平日の日中に新聞の閲覧をされる姿もよく見かけられます。

ドラゴンスポーツセンターの利用状況は、平成23年度の実績が6月に公表さ

れることから、直近のデータが平成22年度となります。これによりますと、年間利用者の延べ人数は7万8,163人、このうち事業団やスポーツクラブの教室などでの利用者数は2万6,076人、そのほかは各種スポーツ団体やサークル、大会などでの利用となっています。運動公園内のほかの施設では、ドラゴンハット12万1,766人で、テニスコート1万1,605人などとなっております。

2点目の公民館における講座などの成果でございますが、公民館基本計画では10年先を見据える中、3年、5年と到達目標を定め事業に取り組んでおり、平成23年度はその初年度となりますことから、すぐに成果とは言えませんが、昨年度の取り組み状況を御報告申し上げます。

まず、シニアデビュー講座では、おおむね55歳から70歳までの男女を対象に、地域における居場所や仲間づくりを通して、これまで職場中心の生活から、地域社会への円滑な参画を支援するものです。昨年度は17名の参加があり、郷土理解を深めるため、町内の社寺や文化財等の学習機会設定や既に活動中のシニアグループ「菜の花会」にその活動を紹介していただきました。また、仲間づくりの一手法に文化自主活動グループ湖東短詩会の協力を得て、冠句講習も行いました。これらの取り組みの中で、初対面であった参加者が互いに声をかけ合う姿も見られるなど仲間づくりのきっかけとなっております。

女性いきいき講座は、社会の変化により価値観が多様化した中で、共通の目標のもとに思いを同じくする女性同士の仲間づくりを通して、女性の視点や立場から住みよい地域社会づくりのための人材育成を目指すものです。昨年度初めての取り組みで、11名の受講がありました。

熟年大学は、55歳以上の方々を対象に「心豊かに健やかに老いるための心の持ち方」をテーマに46名を対象に全体学習を2回、コース別学習は、絵手紙19人、園芸15人、健康体力づくり12人の参加により、各10回開催しました。また、老人クラブ連合会と協賛し実施しております。

3点目の高齢化社会における課題や問題点ですが、重点取り組み事項として整理いたしますと、今後の一層の少子高齢化社会の進展を考えると、おおよそ60歳から70歳代の比較的元気な高齢者と80歳以上の高齢者の存在が考えられ、この世代では親子ほどの年齢差があり、価値観も異なり、生きがいに対する尺度も違うと言えます。加えて、退職シニア層を中心に、その経験や知識を地域活性化等の社会貢献活動へ生かすことが一層期待されます。生涯学習の視点では、

これらの方々が、みずからの存在感や自己肯定感を得る機会創出が必要です。このことを踏まえ今後の取り組みの主要ポイントは次のとおりであります。

社会参加や地域社会への貢献活動の機会提供、退職シニア層をはじめとする健康な高齢者の方々は、見方を変えると、これまで培ってきた知識・技術などの豊かな経験を持つ潜在能力を秘めた地域資源とも言えます。また、人が生きがいを感じることは、他者や社会に認められ、評価される度合いに比例するとも言えます。そこで、この世代の経験や知識などを個人にとどめず、次代を担う青少年の健全育成への支援などを通して住みよい地域づくりへ貢献をすることで、高く社会的に評価されるなど、高齢者自身の自己肯定感や生きがいづくりにつなげることが重要だと考えております。

以上、西村議員への回答といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 10番、西村公作議員。

**○10番（西村公作）** ただいま、生涯学習課長から回答をいただいたわけでございます。公民館がリニューアルされまして、4万人を超える大勢の来場者を迎えて、大変私も喜んでおりますし、これからの60を越えた方々が、自分らの生きがいを持って自分らがあそこへ来てサロンで語り合うということが、大変その人たちの生きがいにつながると、また竜王町のまちづくりにもつながっていくのではないかと改めて大変心豊かに思います。

それと図書館、私も自分でちょっと調べさせていただきましたが、登録率もそうですが、貸出冊数がきのうの教育民生常任委員会での報告では、全国平均が5.64冊、これは年間貸出冊数を人口で割った数でございますが、平均が全国平均で5.64冊、県では10.5冊、今、竜王町では12.2冊という生涯学習課長の報告でございました。これも私は相当高い数字ではないかと大変喜んでおります次第でございます。

最後に、またドラゴンスポーツセンター含め、周辺の施設に20万人近く利用されているということをお聞きしまして、先ほどの貴多議員の質問ではないですけども、スポーツを通じて人生を楽しむというそういうことができているのではないかなということを思っております。

そこで、もう一度質問をいたします。そのことがこれからもずっと続いていくということが一番私はいいと考えておりますが、これからますます企業も、また人も大変な時代をこれからずっと迎えていくわけでございますが、その中でももう少し詳細に、こちらから行政のほうから我々が地域へ入って行って、何とかお願

いしますというようなことをしていただけるような方策がないものか、その点をちょっとお聞きして、私の再質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 田邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（田邊正俊） 西村公作議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

教育委員会では、昨年、一昨年とそれぞれ10年後を見据えた公民館基本計画、第2期図書館基本計画、スポーツ推進計画を策定いたしました。これらの生涯学習にかかわる計画をもって、当町の生涯学習推進体系へと整理しております。各計画に基づき、各分野でそれぞれ当町の地域性を踏まえた生涯学習事業を含め、推進していくこととしておりますが、まず地域のほうに出ていくことはどういう考え方があるかという御質問であったかと思いますが、まず、公民館基本計画では3点の整理をさせていただいております。リニューアルのあった新しい公民館の魅力と機能を最大限に引き出す、その中で、世代・年齢・性別を越えた交流を醸し出す、そのような機能をつける。その次に、学校支援地域本部を中心とした地域のために役立つ人の育成、そのことが認められる、認め合える社会をつくっていく。3番目に生涯学習がいつでも、どこでも、だれとでも取り組まれると、こういったことから、すべての教室ではございませんが、地域、まあ各地域までは今はなっておりませんが、ブロック単位の地域に出向いて、皆様方、特に直接公民館に足をお運びいただくのが難しい方々の存在も視野に入れながら、御意見をいただいておりますのが一昨年の取り組みでもございました。

次に、図書館基本計画においては、高齢者の利用が見込まれるということから、利用者を踏まえたさまざまな計画等も取り組んでおりますが、この中で、企業のほうに図書館の利用を促すためにポスターを持ち、また職員が出向き、直接登録の受け付けも含めて、ただ掲示するのみならず説明もしていくと、そういった中で、地域でも図書館にまだ足が遠い方もいらっしゃいます。そういった意味では、その状況を福祉保健部局とも連携しながら図り、宅配ボランティアの育成なども含めて、すべての人にサービスが届けられる図書館という形を考えておりますし、方向は若干異なりますが、既に学校のほうへは出前貸し出しも含めて、出向かせていただいております。今後、図書館に求められるのは情報の発信とあわせて、それを地域の住民の方々にあまねく広げていく21世紀に高齢化社会に踏まえた図書館のあり方であるかと思えます。

最後に、スポーツ推進計画につきましては、きのうの教育民生常任委員会でも

触れさせていただきましたように、スポーツ推進員、また事業団の関係機関、関係者の方々がニュースポーツや、またウォーキングなどの普及を含めて、今後取り組みを展開していくような整理をさせていただいております。先ほど、貴多議員の答弁でもお答えしましたが、まずはラジオ体操から地域に位置づけていき、さらに今後マップも含めてウォーキングについても到達年度を定めて取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、西村議員の再質問の回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 10番、西村公作議員。

○10番（西村公作） 公民館というのは、社会教育の場と、また社会教育の学校であるという話を聞いております。今回のコンバージョン、機能向上だけに留まらず、増改築を契機として、たくさんの方が御来場されております。その公民館を通じて、我々シルバー世代、私はまだシルバーにちょっと近いんですけど、まだもう少し若いと思っておりますが、その世代の交流を図っていただいて、シルバー人材の方のいろんな経験とかそういうものを生かしまして、仲間づくり、また町の人づくりがされることを私ひとえに祈念を申し上げまして、また、高齢者はこれからも元気で、頑張ってくださいということが高齢者福祉の増進にもつながると考えておりますので、その点をお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（蔵口嘉寿男） この際申し上げます。ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、古株克彦議員。

○8番（古株克彦） 新規デイサービスセンター開設に伴う対応についてを質問いたします。

日本では、平成27年に団塊の世代がすべて高齢期を迎えます。いわゆる、65歳以上が4人に1人という超高齢社会を迎えます。竜王町も高齢化率が20%を超えることが予想され、介護予防デイサービスの利用者がますますふえることは確実です。今回、小口地先に2カ所のデイサービスセンターが開設される予定です。一つは竜王インターチェンジ付近の新築の施設であり、もう1カ所は古民家改修型のいずれも通所介護事業所です。そこで、両施設に対してどのような支援や対応をとられるのか、また、災害時のセーフティネットワークとして地元自

治会のかかわりを含めて対応について質問いたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 古株克彦議員の「新規デイサービスセンター開設に伴う対応について」の御質問にお答えをいたします。

デイサービスセンターとは介護保険事業における通所介護事業所のことをいい、滋賀県指定と竜王町指定の2種類があります。一つは滋賀県の指定を受けて事業所登録されるもので、滋賀県が実地指導を行い、住所にかかわらず、要介護認定を受けられた方ならだれでも利用できる通所介護サービスを提供する事業所です。もう一つは竜王町が指定・指導する地域密着型介護サービスと言われるもので、原則として竜王町の住民だけが利用でき、地域に根づいた事業所と言えます。

さて、今回御質問の小口地先の通所介護事業所は、滋賀県指定の通所介護事業所であることを前提として、その支援や対応について回答をさせていただきたいと思えます。

まず、通所介護事業所を開設されましたときには、その指導は滋賀県にありますが、他の事業所と同様に、家族介護者支援事業を委託したいと考えております。また、利用者が竜王町の方の場合には、ケアマネジャーとも連携を図りながら、福祉課地域包括支援センターで利用に関しての支援を個別に行っていくこととなります。

次に、災害時等のセーフティネットとしての地元自治会のかかわりでございますが、介護保険法上、通所介護事業者は非常災害に際して必要な具体的計画を策定するなど対策の万全を期さなければならないと定められています。あわせて、消防計画を立て、これに基づく消防業務の実施を行うこととなっておりますことから、竜王町内の事業所にあつては、事業所の避難訓練に協力いただいている自治会もあります。また、地域での防災訓練に参加いただくこともできると考えられます。ぜひ、地域と事業所に合った形で、平常時からのかかわりを深めていただき、セーフティネットを構築していただければと考えております。

以上、古株議員への回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 8番、古株克彦議員。

○8番（古株克彦） 竜王町の介護サービス基盤整備計画というのをきのう冊子のものをいただきました。この中で、見てみますと、竜王小学校区あるいは西小学校区に分けてのいろいろ今後の計画をされておられます。現実的にはほとんど竜王小学校区が占めていて、西小学校区が手薄であると、今後、西小学校区につい

てのいろいろ計画を推進されているようでございますけども、こちら辺、具体的にどういうふうなものを考えておられるのか、あるいは地域的なものを踏まえての場所もある程度限定されているのか、そこら辺のものをひとつお聞きしたいというふうに思います。

それと、いわゆる地元自治会とのかかわりなんですけど、災害時ということとは本当にどういうふうに対応したらいいかというのが一気になっていますので、地元、小口としても2カ所同時にぱっとう行くというのがなかなか対応ができるんかどうかわからないし、また、たまたま今、消防団は小口と薬師、それから松が丘、希望が丘、これが同じ班になって、いろいろ協力して、今回もいろいろポン操についての訓練についても一緒にやっているような状況でございますので、こういった消防団との連携の中で、小口以外の自治区への協力とか、そういう支援体制をある程度、行政側としてのそういうマニュアルみたいなものをつくっていただければ、お互いに地元自治会同士もうまく連携してとれるのではないかなと、それぞれ勝手にやりなさいというふうな言葉にも先ほど聞こえたので、そういったものを含めてお答えいただきたいなと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 古株議員の再質問についてお答えをいたしたいと思いません。

昨日になるんでしょうか、竜王町のいきいき竜王長寿プラン2012改訂版のほうがお手元のほうに届けさせていただいたんですけど、その中で、竜王町地域密着型サービスの基盤整備について触れさせていただいております。その内容をもう少し詳しくということでございますので、少しお時間をいただきまして、説明をさせていただきたいと思えます。

竜王町地域密着型サービスというのは、先ほども申しましたように竜王町が指定をするものでございまして、地域、竜王町に住む方が原則として利用いただけるサービスでございます。今回、この3年間で計画をしておりますのは、一つには、認知症対応型共同生活介護というグループホームを1カ所予定をしております。竜王町には今、グループホームの認知症対応型が2カ所ございまして、竜王小学校区にございます。本来でしたら、西小学校区にというふうなことも思いましたんですけど、グループホームは入っていただくところですので、竜王町としては、どちらの校区にあっても余り大きな影響はないということで、竜王町のところに1カ所ということで、校区を定めず、どちらかで1カ所というふうな思

いで計画をさせていただきました。

次の、小規模多機能型居宅介護というふうにいいますのは、通所を中心に利用者の選択に応じて、訪問系や泊まりのサービスを組み合わせて多機能的なサービスを受けていただけるというものでございまして、竜王町にはまだありません。ぜひ、この部分については3年後を目指して、西小学校区に一つ建設をしていきたいというふうに思っております。これにつきましては、この計画を立てるときに、調査をいたしました結果、やはり西小学校区にひとり暮らしの方や高齢者世帯の方が多い、それと竜王町の住宅の保有率から見ますと、やはりこの施設がこれから必要になってくるというふうなところで計画をつくらせていただいたものでございます。

それと、次の御質問になりますけれど、地域とのかかわりの部分につきましては、なかなか行政がこういうふうにして下さいと言うよりも、やはり地域の中でお互いにお話し合いをいただいて、こういうところが支援をいただきたい、こういうことが支援をさせてもらえるのではないかなという方向のほうがこれからの時代はふさわしいのではないかなというふうなことも思いましたので、ああいふふうなさきの回答をさせていただいたところでございますが、災害のときは自治会のほうが支援をするばかりではなく、また災害のときにはそこを使わせていただくということも出てくるのではないかなというふうに思いますので、お互いに両方が協働して計画を立てていただけるとありがたいなと思っておりますし、町のほうも防災計画の中でもそういう福祉施設のほうをどういうふうにタイアップしていくかというのは、大きい視点では必要なところであるというふうに思っておりますので、その部分については、福祉課としてももう一度考えさせていただいて、できたらすべての事業所さんと一緒にそういうことも考えられる機会があればいいなというふうに思いました。これから検討もさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく申し上げます。

以上で、再質問への回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 3番、若井敏子議員。

**○3番（若井敏子）** まず、1点目の質問になります。

町長の4年間の実績を伺うということで、4年前の就任以来、町長のチラシによりますと「再スタート」をされたわけですがけれども、当時町民に約束されたビジョン20、いわゆる20項目のマニフェストについて、1項目ずつ検証をしていただいて評価をしていただきたいと思います。

御自身が示された20項目というのは、議員の皆さんにもお知らせするために読み上げますと、1. 税負担の軽減、2. 一人一人に行き渡る予算、3. 財政の大幅黒字化・借金の圧縮、4. 町独自の相互扶助制度、5. 情報公開、6. まちづくりの基本、7. 環境デー、8. 職員数の削減・スリムな体質、9. 中学生の体験学習構想、10. ミリオンセッションの達成、11. あつと驚くビジョン、12. サンファミリー竜王構想、13. 地場産業の振興、14. 財源を生かし、工夫をし、きらりとひかる竜王町を、15. 数値目標を立てて取り組み無駄を見つける、16. 地方自治体の範になる、17. 暮らしに欠かせないものへの投資を優先、18. 体質改善、19. ふるさと一新、20. 当分は中核都市構想、再編の流れを手元に引き寄せる。もっと詳しくは書かれていますが、それを簡単に言いますと、この20項目になるわけですけれども、この20項目について御自身で評価をいただいて、町民皆さんにはよくわかるように、それぞれ実現のためにどのような努力をされて、その結果はどうだったのか、採点すれば何点ぐらいか、達成できなかったもの、私はすべて達成できていないと思っているんですけども、次の4年間に持ち越して達成に向け努力されるのか、もうできないということであきらめて別の目標、別のマニフェストを提起されるのか、お伺いをします。

竹山秀雄後援会のチラシが配布されておるようですが、これを見せていただくと、ビジョン20はそっちのけという感じですが、整合性を問います。以上です。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 若井敏子議員の「町長の4年間の実績を伺う」の御質問にお答えいたします。

まず、最初にお断り申し上げますが、議員の質問のビジョン20は、私が主幹として発行いたしておりました「地方の政治を語る」の中で使いました文言でございます。この「地方の政治を語る」の紙面を通じ、竜王町がこのようであればよいのに、また、将来このようになっていけばよいのにと自分なりに考えまして、それを自分の思いとして町の皆さんにお伝えしたものでございます。回数も20面を超え、前回の選挙は平成20年でございましたので、この節目を迎えるに一つの区切りとしてビジョン20を報じさせていただきました。

その後も、「地方の政治を語る」を発行したところでありますが、選挙に向かうには、しっかりとしたマニフェストを示す必要があり、ビジョン20以外にもたくさんの事柄を私の思いとともに、今ここに持っております6項目に絞らせて

いただいたものがございます。これが前回の選挙で皆様に公約としてお示しいたした私のマニフェストでございます。理想にすぎない項目、このビジョン20でございますけれども、すぐさま実現が難しい事項等、応援して下さった方々の意見を聞き、マニフェストを打ち出し、もちろん選挙戦でこの意を伝え、選挙公報記事にも使わせていただきました。議員が言われているビジョン20との違いがあることを御理解いただきたいと思います。

20項目の中で、3. 借金の圧縮、6. まちづくりの基本、8. スリムな体質、13. 地場産業振興、18. 体質改善、19. ふるさと一新、20. 合併に関してを政治公約に直接・間接に盛り込ませていただいております。なお、ほかの項目につきましても、私の強い思いでありますので、実現したいという考えに今も変わりはありません。

マニフェストとしてお示しいたしました項目でお答えをさせていただきますが、1. 財政の健全化への取り組みでは、一般会計・特別会計合わせて4年間で起債残高を11億6,000万円圧縮できたこと、基金の総額は4年前とほぼ同じで19億円、実質公債費比率が悪化し続けていましたが、19.3%へ改善方向になったこと、以上の内容から、1の項目に対しましては65点を自分の評価とさせていただきます。

2番目の項目、情報の公開では、町内32集落を回り、町の財政等実態を伝えました。広報においてもありのまま、スピード感をもって町の状況、情勢をお伝えいたしてまいりました。

3番、職員の能力向上に関しましては、研修会への積極的な参加、県との人事交流、職員学習会の開催等々を進め、能力向上を図る人事考課の試行を繰り返す行い、来年度本実施の予定でございまして、職員の能力向上へは引き続き継続して取り組んでまいります。

4番目でございます。土産土法、地産地消につきましては、その都度、総務産業建設常任委員会でも報告申し上げますとおり、地道ながら確実に成果に結びついています。

5項目でございます。住民施策につきましては、第五次竜王町総合計画に盛り込ませていただいております。暮らし、人、町を守る項目が柱となっていることは御承知のとおりであります。継続しての取り組み事項でございます。

6項目でございます。合併に関しましては、就任当初、1市2町の枠組みで国から合併の強い指導があり、近隣市町からの誘いもありましたが、私は、住民の

皆さんの意見を聞かずして答えを出すわけにはまいりませんと合併不参加を伝えましたことは御承知のとおりでございます。

以上、前回の選挙で私が町の皆さんにお示したマニフェストの検証であります。総合いたしまして、65点と評価をいたしているところでございます。

なお、今回の選挙戦に臨んでのマニフェスト10項目は、継続項目と新たな目的を加えておりますが、どれも関連する整合性のある内容であると考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 3番、若井敏子議員。

**○3番（若井敏子）** 発行されたものが、これはマニフェストではないんだというお話でしたけれども、書かれている20項目というのは御自分の書かれているものですから、それに対してどうなのかと聞いているわけで、マニフェストは自分が六つしか出してないんだ、だから六つしか答えないという答弁の仕方というのは、これは質問を出している者に対するまともな回答ではありませんから、それならそれで、その時点で、これは実は違うんですよと、私のマニフェストはこの六つなんですよという話があってもよかったはずですから、きょうまで質問を出してから。それはやっぱり誠意を持った答弁をしようとしていないのかなと思いますので、これについては、ほかの項目も含めてきちんと回答されるようお願いいたします。

私はきのうでしたか、滋賀報知に書かれている内容によりますと、竹山町長自体は4年前には見えなかったものが今見えてきたと、こういうふうにごどこかでおっしゃっているように書いてあったわけですがけれども、当時見えない状態で作ったビジョンなら、私はもう取り下げられたほうがいいんじゃないのかなというふうに思うんです。その20項目のことなんですけれども、そういう意味で、例えば今から10年後のことを考えてほしいかなというふうに思うんですけれども、私、特に財政のことについて言えば、自分では65点という評価をされたんですけども、国の三位一体改革を含めて、地方の財政のよしあしは、ひとりその地方の責任だけで既決されるものではないと思うんですね。特に財政が改善されたというふうにおっしゃるわけですが、これはこの間の評価というのは、私は思うんですけれども、歴史の過程の中で結果が出てくるのがその年であるとは限りませんし、ひょっとしたら、今回一定の財政がよくなってきたということが評価の対象になるとしたら、それはやっぱり過去の先人たちの努力も当然あるわけで、その

ことをすべて自分の手柄のようにされるのは、これもこっけいな話やなというふうに思うんです。

財政もそうですけども、中心核ですとか、アウトレットですとか、道の駅なんかも今動き出しているわけですけども、過去の先人たちの苦勞の結果が今出てきたものですから、そういう意味では過去の人たちの活動についての考え方みたいなものも絶えず出されないことには、いかにも自分がすべてやってきたみたいな感じに取られかねませんから、そこらあたりはきちんとされるべきだということを私自身は考えています。

私も20年議員をして、過去の首長なんかを見ていますと、どうしても自分が在職中にこれはしたというものを、見えないもの、例えば、子どもたちの医療費を無料にしたということよりも、妹背の里をつくった、ない建物をつくった、そういうものが手柄になるというふうな考え方の首長が過去はかなり多かったのではないかなというふうに思うんですね。

そういう意味では、形に残せたもの、目に見えるものだけではなくて、住民の皆さんとともに、あるいは職員とともに苦勞をする、そういう地道な努力をしたその結果がきょうにあらわれている。それは形ではないけれども、一つの財産として残っているんだという評価の仕方を自分の中でもやっぱりされるべきではないのかなと思うので、その辺についてのお考えも改めてお伺いをしたいと思います。

まあ肩透かしを食わされているわけですから、肩透かしにならへんような回答をお願いをしたいと思います、2点です。よろしく。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** まず、ビジョン20の20項目に対してでありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、皆様にお示した20でございますので、そのときの内容、項目は今でもしっかりと手に持っております。これからの私が歩ませていただくなれば、その歩ませていただく中でしっかりと育てていきたいというぐあいに思うわけでございます。そういう意味では、今、議員様からお話がありましたとおり、また御叱正なりをいただきたいというぐあいに存じます。

それと、私一人の手柄でやっているようなぐあいにお取りいただくような発言をしたといたしますならば、私の不徳といたすところでございまして、もちろん議員の皆様にもいろいろと御相談申し上げました。財政健全化への取り組みでもあちこち回らせていただきました。これは行政として当然のことではございます

けども、その中で御理解をいただき、そしてまた職員の皆さんにも汗をかき、足を使っていただいて、そして決めたことを実現すべく取り組ませていただいたこととでございます。

私は、議員様にも前申し上げたことがあろうかと思えますけども、就任させていただきましたそのときの町の財政の状態、それが私のスタート点でございます。そこからどうしてやっていこうかということはこの議会でも、あるいは委員会の場でも皆さんにいろいろとお諮りをさせていただいたところでございます。そういった意味で、皆様の御理解と御協力を得まして、少しは前向きな取り組みができるころまで、前向きといいますか、改善への方向になるところまで持ってこられた、これはもう感謝をいたしているところでございます。

以上、まだお答えとするに足りないところもあろうかと思えますけども、私からの回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 3番、若井敏子議員。

**○3番（若井敏子）** これ以上しゃべってますと、何か選挙に協力することになるかもしれないと、次にいきます。

介護保険です。介護保険法の改正に伴う町の対応とショートステイの充実についてということで質問をします。

介護保険法が改正されて、現場は大変混乱したとの声が聞かれます。デイのサービス提供時間が変わるために、契約書を新たにつくったり、職員のシフトも変えて、事業所も大混乱するし、法の改正が決まって具体的な内容が確定し、その結果、一人一人の利用者にゆっくり説明するだけの時間的な余裕がないのでとにかく大変でしたと言われる方がありました。町として今回の法改正について現場の実態をどのように把握されているのか、それに対して町としてどのような指導をされたのかをお伺いします。

次に、あちこちで新しい施設が事業を始めるような情報がありますが、介護事業所の新設計画の予定を尋ねます。

新しい事業所ができる反面、経営が厳しい事業所もあるように聞いています。特に今回の法改正では介護報酬の改定で、訪問介護以外軒並みダウンしたとも言われています。町内事業者の経営面での課題をどのようにとらえ、どう支援するのかについて尋ねます。

今回の改正で、新たに地域密着で創設される2種類のサービスについて参入を予定している事業所があるのか尋ねます。

在宅介護をされている家族から、ショートステイの充実を願う声があります。ショートステイの申し込みは3カ月前にしないと取れないとのことで、突発的な希望にはなかなかこたえてもらえない状況だと聞いていますが、町独自に緊急的に対応する方法はないのか、事業所はたくさんできてきていますので、事業所の協力も得て、緊急時の受け入れ体制ができないものかをお伺いします。以上です。

○議長（蔵口嘉寿男） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 若井敏子議員の「介護保険法の改正に伴う町の対応とショートステイの充実について」の御質問にお答えいたします。

平成24年度の介護報酬の改定は、新たな介護サービスへの対応や医療と介護の機能分化・連携強化のための改定内容となりました。この改正により報酬単価やサービス提供時間、単位が変更されたため、それぞれの居宅サービス事業所は利用者との重要事項説明書を変更し、再度取り交わす等の対応に追われていた状況であったと聞いております。それぞれに混乱される状況はあったものの、通所介護事業所におけるサービス提供時間の変更に対しても、大きな生活リズムの変更となることのないように送迎等工夫をしながら事業を実施していただいていると理解しているところです。

具体的な指導事項といたしましては、地域密着型事業所への説明会を開催し、再度説明するとともに、ケアマネジャーに対して、平成24年度の介護報酬の改定に伴う時間変更であっても、6カ月以内にその被保険者にかかわる方々に集まってもらって担当者会議を開催していただくように、居宅介護支援事業所の管理者に対して指導を行ったところでございます。

次に、介護事業所の新設計画については、多くの御相談をいただいておりますが、滋賀県にも確認しましたが現時点では予定を聞いておりません。

次の、「町内事業者の経営面での課題をどのようにとらえ、支援するのか」という御質問についてお答えさせていただきます。

介護報酬の改定では、介護職員の処遇改善の確保、賃金・物価の下落傾向、介護事業所の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、在宅分1.0%、施設分0.2%の報酬改定が行われました。これらの改定のうち、事業者の経営面での支援として、介護職員の処遇改善加算があります。職員に適正な給与を保障するとともに、職員のキャリアアップを支援しながら介護サービスの質を担保することを目的に要件が整理されています。

町としては介護事業所に対して、経営面等での支援は現段階では考えておりま

せんが、介護が必要でない方々への介護予防や介護が必要となった方にも、住みなれた地域で暮らし続けていただけるような包括的支援事業について平成24年度も充実を図っているところでございます。

次に、今回の改正で新たに制定をされました地域密着型サービスとは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービスですが、現時点で予定している事業者はございません。

次に、「緊急時のショートステイの受け入れについて」の御質問について回答させていただきます。

在宅で介護を続けるためには、介護者の暮らしも守られながら両立される必要があります。町としても介護者家族の支援体制の充実を図りたいと考えているところです。施設の短期入所サービスについては予約が入っていることが多く、思うように利用できない現状も確認をしております。昨年度制定しました、いきいき竜王長寿プラン竜王町高齢者保健福祉計画では、住みなれた地域での介護サービスの充実を図るために、通常利用し、なじみの関係ができている通所介護事業所等で、夜間利用、緊急時対応ができるよう、既存の竜王町なじみの安心事業の要綱の改正を検討しているところです。

以上、若井議員への回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 3番、若井敏子議員。

○3番（若井敏子） 地域密着の新しいサービスの二つですけれども、小規模多機能型の居宅介護支援に訪問介護が加わった複合サービスが一つと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護というのと二つでてきているわけですけれども、この二つは、私も中身はまだ十分承知しているわけではないんですけども、利用者にとってはなかなか便利なものなのかなという気がするんですけども、介護の質を高めるといえるのか、多様なニーズにこたえるとかということとか、あるいは今介護保険では、看護師さんがやるべきというようなことも事業所の職員さんでできるように変わってる部分もちろんあるんですけどもね、やっぱりこらでいけば専門的な看護師さんが対応するというふうなことになるのかなというふうに思うので、こういうものを新しい介護保険の改正自体をもろ手を挙げて賛成しているものではないんですけども、こういう新しいサービスというのは、ある意味では地域の要望、利用者の要望みたいなものもあるのかなという気がするんですけども、そういうのはどうなんでしょうね、事業所運営しようとしている人のほうから手を挙げてこられない限り、町としては待っている状況ということになるんでしょ

うかね。後の保育のこととも関連するんですけども、竜王町のニーズの量からいけば、いろんな事業所が参入してくるということは考えにくいのかなと思うんですけども、そういうものをこちらとして誘導するみたいなことは実際的には無理な話なのか、その辺についてお伺いをしたいと思うんですが。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田淳子）** 若井議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思っています。

竜王町においても多様なサービス、今新しくできましたようなサービスが充実していくことが、住民の皆様が地域の中でいつまでもお元気に過ごしていただけるという一つの方策だというふうには思っておりますけれど、現実、今のところ新しいサービスをすぐに取り入れていただけるというようなところはまだ聞いてはおりません。ただ、先ほども古株議員のところで申し上げましたように、地域密着型のサービスを竜王町ではふやしていく方向ですので、そういう中で新しいサービスにも取り組んでいただけるような事業所が出てきていただければというふうに考えております。

それと、やはり竜王町の特性で、待ってて事業所がくるのかという御質問でございますが、そこはなかなか難しいところがあるなというふうには思っております。竜王町の住民さんのことを考えると、やはりサービスがある程度はきちっと必要でございますので、その辺は竜王町として何ができるかというところを協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

済みません、簡単ですが、再質問への回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 3番、若井敏子議員。

**○3番（若井敏子）** ちょっと聞き漏らした部分もあるので、改めてお伺いしたいんですが、ショートステイですけども、実際は地域密着の中ではショートステイをする事業所はないという話ですよ。だから、さっきにも絡んでくるんですけども、そういう事業をしてもらえる事業所ができれば、預けて見ていただける範囲が広がるんですけども、今の現状ではなかなか、3カ月前に申し込んでも何とか入れるか入れへんかという、頼めるか頼めへんかという状況がある中では、ほかに全く手だてみたいなのはないんでしょうかね。託老所的なものも地域によってはあるみたいな話もちらっと聞きますし、介護保険法の中じゃない部分で何かそういう制度みたいなのが使えるとかつかれるとか、そういったものがないのか、その辺について改めて伺いたいと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 若井議員さんの再々質問にお答えをさせていただきます。

緊急時のショートステイについて、今ある施設のショートステイではなく、ほかの方策がないかというようなお尋ねであったというふうに思います。

さきの回答でさせていただきました地域なじみの安心事業というのが竜王町で持っております。これは、身近なところでいつも利用されている通所介護事業所等のところで、緊急のときはお泊りをしていただくような事業を展開していただいて、そこでショートステイの部分を担っていただくというところがございます。この部分について、今年度要綱を改正して取り組みをというふうに思っております。少し予算のほうも昨年度よりはたくさん見ておりますけれど、今の報酬改定がございましたので、ちょっとその辺が落ちつくまでやっぱり事業所さんとの調整が必要であることから、もう少し時間がかかるかなというふうに思っております。できましたら、今年度中には改正をして取り組みをして、ふだん使っておられる通所サービスのところで泊まっていただくのが御本人さんへの負担も少ないというところで、事業が実施できたらなというふうに思っております。

それから、ショートステイはなかなか予約がとりにくいということも確認をしておりますけれど、反対には、ショートステイがあいているのでぜひ御利用くださいという、竜王町ではないんですけれど、事業所さんから町の福祉課のほうにも御案内をいただくこともございまして、ケアマネジャーさんとも十分に連絡をとりながら、住民の皆様の希望がかなえられるようにさせていただきたいなというふうに思っておりますし、実際にケアマネジャーさんが何とか御苦勞をいただきながらではございますけれど、緊急時に最終的には利用ができなかったというようなところは今のところはないというふうなところも聞いておりますので、それなりの工夫と御苦勞をいただきながら、ケアマネジャーさんが調整をいただいているのかなというふうに思っております。ただ、現実それだけ言うておりますと、なかなか大変ですので、竜王町としての努力をさせていただきたいと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 次の質問に移ってください。3番、若井敏子議員。

○3番（若井敏子） 公契約条例の制定ということで質問をします。

公契約法は、自治体が発注する公共工事や印刷などの発注、物品の調達、施設の管理委託など自治体と民間業者との契約について、その契約に労働者の賃金保

障を盛り込むことで、労働者生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的につくられる制度です。

町長にお尋ねをします。この制度についてどのような認識をお持ちでしょうか。同時に、県内でこの条例制定の動きがあるかどうか御存じでしょうか。竜王町でもこの条例をつくるべきということで、平成21年の12月にも質問をしているんですけども、御所見をお示しいただければと思います。

この条例によく似た法律があります。3年ほど前につくられています。この法律についても御存じか、趣旨などをお答えをいただきたいと思います。これは、前回3月議会での質問に絡むものですから、町長にお伺いをしたいと思います。3月議会では余りにも的外れな答弁をいただきまして、ぼーっとしてしまったのですけれども、ここで改めてお尋ねをしたいと思います。

所得が200万円以下の労働者が1,000万人と言われていますが、竜王町でも公共の職場で同様の実態があります。この200万円という所得では、購買力がまず落ちてしまいます。日本の経済は一般国民の購買力で経済が成り立っているという部分があるのですけれども、その購買力が落ちてしまえば、経済の活性化につながらないことから、町として公契約条例を制定するということが大変意味があるというふうに思うんですね。200万円以下のワーキングプアをなくすということになるわけですが、そのことについての御所見をお伺いしたいと思います。

竜王町としてなすべきことは条例制定だというふうに思うわけですが、21年12月の一般質問でも研究しますという対応でしたので、大分、22年、23年、3年ぐらいですか、勉強していただいているかなと思いますので、その成果をお伺いしたいと思います。

特に労働契約の観点からも町長の答弁、問題があったというふうに思っています。雇用条件の提示をするんだとかいう話がありましたけど、これは当然のことです。されてへんことのほうが問題なんで、文書で契約しているという実態がないことは今大変問題だと思っています。有給は与えるというお話がありましたけれども、有給というのは与えるものではありませんで、最低賃金厳守、整理解雇しないというのは当然のことなわけで、認識の基本が私は間違っているのではないかと思います。あえてこういう答弁をされたんやったら、反省していただきたいところです。

以上、質問とします。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井敏子議員の「公契約条例の制定を」の御質問にお答えいたします。

公契約制度につきましては、公共工事や委託業務などの業務が適正かつ確実に実施されるようにするため、その業務に従事される労働者の適正な労働条件を確保する趣旨の制度であると認識いたしております。平成21年9月に、千葉県野田市において公契約条例が全国の先駆けとして制定されています。私もこの条例を読ませていただきました。また、滋賀県内での条例制定に向けた動きにつきましては、当町で把握する限りでは、県下の市町並びに滋賀県では条例制定の動きにまでには至っていないと聞いております。ただし、滋賀県議会では、国に対して公契約に関する法の制定に向け、意見書が採択されているということでございます。

本町における条例制定についてであります。引き続き、国をはじめ、ほか自治体の動向に注視しなければならないと認識いたしておりますが、既存の労働関係法令による、しっかりとした対応が大切であると考えているところでございます。

次に、公契約制度によく似た法律につきましては、議員からの御質問の趣旨を吟味させていただき、類推いたしましたところ、平成21年5月20日公布、平成21年7月1日に施行されました公共サービス基本法のことを指しておられるのではないかと拝察いたします。

この公共サービス基本法は、国民が受ける公共サービスに関し、基本理念、国等の責務、関連する施策の基本事項が定められている理念法であります。竜王町としては、事務事業の執行に当たって、関連する法令の趣旨や責務等とあわせて、公共サービス基本法の理念も踏まえつつ適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

また、200万円以下の労働賃金に関しては、国際競争力の低下している我が国の実態から、この数はふえていることから、雇用優先かの議論がなされているのも事実であります。経営者が人件費のウェートをどのように調整していくのが経営戦略の大切な一つの要素になっており、我が国の資本主義経済の仕組みにおいては当然のことでもあろうかと存じます。前定例会におきましては、株式会社事業所として、経営方針に基づく雇用条件を定めている旨の内容を申し上げ

た次第でございます。

いずれにいたしましても、竜王町としては、契約等事務事業の執行に当たって、関連する法令の趣旨や責務等とあわせて、公共サービス基本法にうたう理念も踏まえつつ、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、若井議員さんへの質問の回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 3番、若井敏子議員。

**○3番（若井敏子）** 公契約法の理念についてのお考えは御説明されたんですけども、それがわかっていながら、3月議会で取り上げている問題について、200万以下のワーキングプアについての話、これも道の駅の職員さんもその仲間なんですけれども、人件費のウエートは経営戦略上当然のことだという言い方をされるわけですよね、公契約法はそういうことを言っているのではないんですね。だから、雇用されている人たちの生活ができるような賃金を保障しなさいという話になっているわけで、公の仕事をしていながら、ワーキングプアが出てくるようなことではだめですよという話だというふうに私は思っているんですけども、そういう観点ではなくて、だから道の駅のみらいパークもやっぱりこれも公契約ですよね、竜王町がその事業所に指定管理としてしてもらっているわけですから、それも公契約なんですけども、そういう人たちに対して人件費のウエートは経営戦略上、結局ウエートをどうするのかというのは経営戦略の問題やというふうに言ってしまうと、公契約する意味は全くなくなってしまうわけで、そこらあたりが結局わかってもらってないんだなというふうに思うから、前回の3月議会での答弁になったのではないのかなというふうに思うんですよね。だから、公契約条例というのはどういうものなのかというのは、やっぱり認識が十分ではないと私は思いますね。

言いましたけども、雇用条件を提示していないんですよね、道の駅の場合は。だから文書での契約というのもなかった。有給というのは社長が与えるもんやと思っはるわけですから、休みの日はあかんでとか、おまえら休んだら300万も損するねんでみたいな話が出てくるわけですよね。そういう認識が間違っているじゃないかなということを行っているわけで、その辺に対して改めてお答えをお願いします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 改めてお答えいたします。

みらいパーク株式会社を指定管理として道の駅とアグリパークを統合した運

営・経営をゆだねているわけであります。その中での雇用条件でございますけど、これにつきましては、一応みらいパーク株式会社の経営方針の中で定めている項目でございますと、こういう答えをさせていただいたところでございます。個々の採用につきましての実態は、また担当の主監からお答えさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 村井産業建設主監。

○産業建設主監（村井耕一） 若井敏子議員さんの質問にお答えさせていただきます。

株式会社みらいパークの雇用の件でございますけども、当然会社の就業規則等に基づきまして採用をされておるところでございます。雇用契約並びに雇用通知についても、前回の定例会以降、それぞれ確認もさせていただきまして、当然、以前からもそれぞれ契約書がありまして、それぞれ雇用主さんのほうに、内容は一緒なんですけども、表題部分で雇用通知兼雇用契約とか、また承諾書というような形での契約等もございましたし、以前3月定例会でもそれぞれ御質問がございました、サービス残業とかそういうようなものにつきましても、すべて時間外の手当を支給しているというように確認をさせていただいているところでございますので、あくまで就業規則にのっとった雇用通知、雇用面談等もされているというように確認をさせていただきましたので、報告させていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 3番、若井敏子議員。

○3番（若井敏子） 全く公契約がわからないんですよ。みらいパークの雇用条件はみらいパークが決めるものだと、そのみらいパークに指定管理として公契約を結んでいるわけですよ。だから、その公契約を結んでいる以上、その事業所の待遇については、もちろんうちは条例がありませんから、条例があった場合の話をしているわけですけども、くくられますよという話ですよ、公が契約する相手方ですから。今、それはみらいパークだから、自分が社長しているからそういうことに思われるのかもしれませんが、例えば今、小学校の空調に地元事業者が参入しましたけれども、あの仕事を取ることで、そこで働く人たちは十分な賃金が保障されているのか、これはやっぱり公契約をもし結んでいた場合、つくっていた場合、中身まで吟味することになるんですよ。今はそういうことがないから、どんな条件で契約をしてはるかわからへんで、孫請、下請、どんな形であっても公契約にかかわるものですから、そこまで労働者の待遇は見んならんとということになると思うんですね。

だから、それは今民間に出したもので、しかも条例があらへん状態ですから、

条例をつくったら、こういうことも見んならんのですよという話をしているんですけども、それでもやっぱり、みらいパークの経営方針があるんやというふうに言われてしまいますと、条例なんか全くつくる意思がないというふうに言うておられるのと同じことなのかなと思うんですよ。ちょっと理解が十分されていないのかなという気がしますね。

これはどうです、この条例がわかっている人に話を聞かないと、町長では話になりませんね。公契約というのはどういうものなのかというそういうところまで影響するものなんだということが、そうなんですよという話ができるかどうか、いやいや違うんですよという話ができるかどうかですね、お願いします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 青木副町長。

**○副町長（青木 進）** 若井議員さんの再々質問にお答えを申し上げたいと思います。

公契約条例の制定にかかわりましては、先ほど町長のほうから竜王町の考えといたしまして答弁をさせていただいたとおりでございます。議員御指摘のように、公契約条例を定めるならば、今おっしゃったように、いわゆる契約を発注する段階において、相手方の事業者に対する、特に雇用者の賃金ですね、給料の基準を条例において決めると、その条例で決めた賃金が正当に事業者が払われているか、これは事業者の元請、下請、孫請も含めてそういう形で説明を求めるという趣旨が公契約条例の中にございます。それは、そういう形で条例を定めれば、そういう形で運用するということは十分町長も認識もしていただいております。この件と、またみらいパーク、道の駅の雇用関係につきましては、いろいろ雇用の条件で職種もございます。そうした中で雇用契約を結ばれて、いわゆる雇用通知、承諾書の中で道の駅の従業員の方々の実態があるというように認識をしておりますので、この公契約条例を認識していないので、そういった実態があるということとは考えておりませんので、その辺の御理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 次の質問に移ってください。3番、若井敏子議員。

**○3番（若井敏子）** 子ども・子育て新システムについて質問をします。

3月議会で、子ども・子育て新システムについて質問しましたけれども、改めて質問をしたいと思います。

1番目の質問は、町は実施主体で、計画の策定、給付、事業実施をするものだ

と説明されました。そのことは今までと同じなのかと、国の責任はなくなるのかと。保育所に入所するについては、今までどおり、役場に申し込めば、あそこの保育所というふうに言うていただくことになるのかどうかをお伺いします。働いていないと入所できないということはないのかを伺います。預かってもらう時間はみんな同じで今までどおりなのかを伺います。

2番目に、社会全体で費用を負担するとのことですが、保育料はだれが決めて、どこに納めるのでしょうか。消費税が充てられるとのことですが、親の負担は減るのでしょうか。

3番目に、幼保一体化とのことですが、幼稚園や保育園という名称はなくなるのでしょうか。

4番、待機児童解消とのことですが、施設がふえるとか、そういう見込みはあるのでしょうか。今のままで入所する子どもの数がふえると、一層狭いところで保育を受ける可能性があるのですが、そういう心配はないのでしょうか。

5番目、給食は今までどおり、施設の中でつくられるのでしょうか。

6番目、保育と教育が一緒にされるというイメージがわからないのですが、どのようなのでしょうか。

7番目、介護保険と同じだと言われ心配しています。何がどう同じなのでしょうか。

8番、もし保育料が払えなくなったら出て行けと言われますか。

以上は、この間、バスの待合などで若いお母さんから寄せられた疑問・質問です。わかりやすくお答えください。

3月議会で課長は質の高い幼児期の学校教育と保育の一体的な提供がされ、待機児童解消になる、この制度は必要不可欠と言われましたけれども、ぜひこの言葉に責任を持っていただきたいと思います。以上です。

○議長（蔵口嘉寿男） 嶋林健康推進課長。

○健康推進課長（嶋林さちこ） 若井敏子議員の「子ども・子育て新システム」の御質問にお答えいたします。

子ども・子育て新システムは、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て支援関連の制度財源を一元化して新しい仕組みをつくるものです。現在開会中の通常国会に関連の三法案、子ども・子育て支援法案、総合こども園法案、関係法律の整備法案が提出されました。子ども・子育て新システムは、今国会で審議されています社会保障と税の一体改革における消費税の増税分を恒久

財源とすることとしているため、この動向に影響を受けることとなり、詳細についてはまだまだ不明な部分がありますので、現時点での国からの情報に基づきお答えさせていただきます。

新システムにおきましても、現行と同様に町が実施主体となり、子ども・子育て支援事業計画を作成し、それに基づき、幼児期の学校教育と保育を、責任を持って行うこととされています。また、国は、新システムの制度設計等を行い、給付と事業が健全かつ円滑に運営されるよう実施主体の市町村を重層的に支えるとされており。

入所に関する流れの概略としましては、利用を希望される保護者の方は、町から利用の内容や利用者負担等について記載された認定証の交付を受けた後、希望する施設に直接利用申し込みをして、契約をすることとなります。

利用時間については、保育の必要性に応じて認定を受けることとなりますが、3歳以上で保育を必要としない人も利用が可能です。

保育料については、所得に応じた利用者負担を、全国的な基準を踏まえて町が条例で定めまして、利用する保育所に支払うこととなります。

利用者負担については、国において水準を定められますが、財源のあり方とあわせて、現在の水準を基本として制度施行までに検討するとされており。町は、国の基準を踏まえて定めることとなります。ただ、国の水準を超えて定めることはできないことになっています。したがって、利用者の負担については、現行と比較できるものが定まっておきませんので、現時点ではお答えをさせていただきます。

次に、名称でございますが、こども園という総称の施設にまとめられますが、こども園には、保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ総合こども園、2歳以下の子が対象の認可保育所、開所時間が5時間程度の従来の幼稚園も含まれることとなります。

待機児童解消につきましては、前段で申し上げました子ども・子育て支援事業計画において、地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、需要見込量に対応できる方策等を定め、計画的な整備によりその対応に当たってまいります。加えて、子どもの数が増加しても、新システムの趣旨に掲げられておりますように、子どもの良質な生育環境を整えられるよう努めていかなければならないと考えております。

また、給食につきましては、満3歳未満児を入所させる場合は、施設内での調

理が必須となっています。

次に、幼保一体化のイメージですが、保育所が総合こども園に移行した場合、例えば保育を必要としない5歳の子どもの場合、現行の幼稚園と同様に、朝9時からおおむね5時間在園をして帰宅をします。同じ5歳の子どもでも保育を必要とする場合は、例えば朝7時30分に登園し、9時まで保育を受け、その後9時からおおむね5時間幼児期の学校教育を受け、その後夕方6時まで保育を受けるということであります。

次に、介護保険と同じではないかということですが、介護保険制度は社会全体で介護を必要とする人を支える仕組みになっていますが、子ども・子育て新システムにおいても、子どもと子育て家庭を社会全体で支える仕組みとすると定められております。介護保険においては徐々にサービス体制が充実してきた経過があります。子ども・子育て新システムにおいても同様に、教育と保育の需要に応じた体制整備に努めていかなければならないと考えております。町は、保育料の支払いのことも含めて、必要な保育や教育が確実に保障されるよう努めてまいります。

子ども・子育て新システムにつきましては、詳細な部分は現時点では言及できない状況でありますことを御理解いただき、今後とも御指導・御支援賜りますことをお願い申し上げます、若井議員への回答といたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 3番、若井敏子議員。

○3番（若井敏子） 大分いろいろ答えていただいて、最後に決まったらへんさかい、聞いてもらってもわからへんと言われては、次の質問がしようがないんですけども、町が実施主体で計画をつくって責任を持って行うというふうに前壇の部分で言われているんですけども、実施責任、実施義務の規定というのは児童福祉法の中にあるんですよね、24条ですか、ところがそれは今外されようとしていますよね。そうすると、実施の責任とか実施の義務というのは町から外されるんですよね、それでも実施主体だと、実施主体という言い方と実施責任、実施義務というのが同じものではなさそうなんですけれども、町が計画をつくって責任を持って行うという表現が、今の児童福祉法の24条と同じことなのかどうかということを聞いているんですね。24条というのは変えようとされている部分ですから、だからこれはちょっと答えとしては責任がどこまでなのかを明確にしてもらわなあかんの違うかなというふうに思いますね。

保育所の入所については、保育の必要度に応じて町が認定をすることになりま

すよね。この人は働いている、働いていない、働いていない人は保育の必要度が低いから短期ですよとか、短期と長期と分けるんですね、確かね。短期の人は5時間ですか、3時間ですか、長期はもうちょっと長いんですか。何か働いている状況で、その人の必要度に応じて町が認定して、あと行くところについては自分で探すんですよね、自分が事業所のところへ行って探すことになるんですね。今まででしたら、町に言えば、竜王の場合はもう1カ所しかありませんからね、そこに入れてもらえることになるんですけども、そうでないところは、役場が言うわけではなくて自分で探しに行くことになるんだと思うんですね。

保育料を町が決めるという話でしたけども、オプションがいっぱいあるんですよ。例えば短期の場合と長期の場合と保育料が違いますし、サービスの内容によって保育料が変わってくるんですね。ほとんど民間の事業所ですから、食事もA定食、B定食、C定食とあるのかどうか知りませんが、値段が違うとかね。だから、いろんなオプションを入れると7万、8万の保育料になるのも実態あるという話も聞いているんですね。

全体の制度が決まったらへんさかいに答えられないです、何聞かれてもわかりませんよと最後に言われたんですけども、実際そういう資料というのはもうあふれていますよね、ネットなんかあけてみたら。だから、今の段階でこういう話もあります、こういう状況もありますということを言わないことには、今お母さん方って何もわからない状態で、どうなるの、わからへんわという状態なんですよ。わかって、わかるって、決まった時点しか言いませんというようなこと言っていると、決まったときに、えっ、そんななったんという話になるわけですから、町長、さっきも情報開示という話をされましたけども、担当はやっぱり手元にある情報は出すべきだと思うんですね。

親に対しても、子どもに対してもと言うと、子どもはなかなか難しいかもしれないですけども、手元の情報というのはやっぱり出すべきで、何よりも私、これ質問しないとあれなんですけども、前壇3月に、課長は待機児童解消のためには絶対のやり方なんやという話をされてね、待機児童をなくすってね、保育所を建てることですよ。ところが、どこにも保育所をふやすことには計画がないのにね、それに待機児童が解消できるはずがないと私は思っているんですけども、この新しいシステムでいけば、待機児童は本当になくなるというふうに、今度就任された課長も同じように思っておられるのかをお伺いしておきたいというふうに思うんですね。

新設される総合こども園、さっき話ありましたけど、3歳未満児の受け入れは義務づけてないんですよ、そうですね。だから、幼保一体化で3歳児未満の子ども、手がかかりますよ、ちっちゃいのはね。だから、手がかかるからもううちは受け入れませんと言うこともできるんですって。3歳以上の人には英才教育をする民間の事業者も出てくるだろうと言われてるんです。要はお寺が経営しているとかね、そういうところあるじゃないですか、英才教育をしてはるような女子大学の附属の幼稚園とか、そういうところとかね。アスペルガーとか障害を持った子どもたちは面倒ですよ、事業者にとったら。だから断ることができるんですよ。そういう子どもを持っている親って大変じゃないですか、入れてもらえなくなるんですよ。

それと、まずお金がなかったらだめなんですよ。保育料ちょっと今月払えませんか言うたら、どうぞおやめくださいになっちゃうんですよ、民間ですから。今まででも特に生活保護なんか受けている母子家庭というのは今かなりふえていますから、まあ竜王の場合どんだけなんかよくわからないですけども、生活保護を受けている母子家庭というのは竜王にはないかもしれないですけども、母子家庭というと本当に多くなっている状況の中で、収入が少ない人もたくさんあってね、保育料を払えへん人なんて出てくるんじゃないかと思うんですよ。そうなれば、やっぱり事業所としては、経営が成り立ちませんから、どうぞおやめくださいみたいになってしまう。

保育の責任という、実施責任とかいう話がありましたけれども、そういうことに町はどこまでその責任を持てるのかっていったら持てないでしょう。持つんですか、持ってもらえるんですか、竜王の場合は。その辺もちょっと確認をしておきたいというふうに思うんですね。

ちょっととりあえずその二つにしておきましょうか。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 嶋林健康推進課長。

**○健康推進課長（嶋林さちこ）** 若井敏子議員の再質問に対しましてお答えを申し上げます。

たくさん御質問いただきましたので、順序よくお答えができるかどうかはわかりませんが、現在、町のほうで国からの情報に基づいてわかる範囲でお答えを申し上げたいと思います。

まず、町の実施主体であるというふうなことを申し上げましたが、その責任の度合いでございますけども、現在、児童福祉法第24条で市町村は保育の実施義

務、直接実施ということが規定をされておりますが、改正案ではこの部分が改正をされるというふうなことになることになってございますので、若干町責任という部分が弱くなるんじゃないのかというふうな御質問であったかというふうに思います。

児童福祉法第24条の改正がございしますが、あわせて新たに子ども・子育て支援法というものが制定をされるということになってございまして、この新しい支援法は児童福祉法をベースとして、確実な給付の保障を行う観点から、市町村による計画的な幼児期の学校教育、保育の整備、それからこども園給付等による個人給付と権利保障、契約による利用手続、利用支援等の規定を設けて、確実な給付の保障を図るというふうなことで、改正になりましたら、児童福祉法と子ども・子育て支援法と二つの法律によって市町村が責任を明確にして、子どもの権利保障を確実なものとするというふうなことに規定をされておりますので、この二つの法律によって市町村はその責任を果たしていかないといけないというふうに考えております。

それから、保育所への入所の申し込みをするというふうなことで、従来は町のほうに申し込みをいただいておりますけれども、新しい制度になりますと、町のほうには認定の申請をしていただくということになります。その中で、認定をするに当たっては長期と短期という二つのくくりになるというふうに言われております。長期がどれぐらいでというふうなところまでございしますが、一応現行の11時間の開所時間に相当する、主にはフルタイムの就労を想定するというふうに言われております。短期時間については、主にパートタイムの就労を想定するということになってございまして、具体的に短時間が何時間とか、そういったものことまでは示されているものではございません。

保育料につきましては、その短時間と長時間の二つに定額で設定をされるというふうに一応現在の段階では言われているところであります。

それから、今度からは利用される方と入所する施設との直接契約になるということになってございまして、竜王町の場合、現行だけでいきますと、総合こども園になる可能性のあるところは二つの幼稚園と一つの保育園になるわけですが、三つになるんですけども、そちらのほうに入所をしていただく契約をするということになってございしますが、具体的な部分はまだ今後詰めていかなくてはならないことになるので、決定というふうなことは申し上げられませんが、その中で、町は子どもの確実に保育が受けられる状況をしっかりと確保しないといけないという役割がありますので、施設に確実に入れるような利用調整をしなくて

はいけないということになってございます。一応その流れのイメージ図なんかも示されているんですけども、認定書を交付すれば、それでおしまいということではなくて、確実にその方がどこかの施設に入られるかどうかというふうな確認を町がしなくてははいけないというふうな形になってございますので、そういった部分で、町はきちんと保育や教育が必要な子どもがそれを受けられるような形になるように、最後まで責任を持ってやっていかないとはいけないというふうに思っております。

それから、総合こども園では3歳未満の子どもについては義務づけしていない、3歳以上は総合こども園というふうなことになってございますので、果たしてそれで待機児童の解消につながるのかどうかというふうなあたりもございましたけれども、仮に総合こども園にすべての竜王町の園がなった場合、今現在では保育を必要とする子どもは一つの保育園に集中しているわけですけども、総合こども園になりますと、教育と保育を一体的に実施するというふうな施設になってきますので、幼稚園が総合こども園になった場合は、保育も受け入れることができますので、現在保育所に入っている3歳、4歳、5歳の子どもたちも現在の幼稚園のほうに入れるというふうな状況も生まれてくるのかなというふうには思います。そういった年齢によっては移動が起こってきて、現在の保育所の様子も少し変わってくることも期待できるのかなというふうなことを思っております。

それから、親が働いておられないということになると、原則保育には欠けない、保育を必要としないというふうになるわけですけども、必ずしも親が働いていないと保育に欠けないのかということではなくて、例えば、家族に介護が必要な方がおられるとか、もしくは保護者自身が病気で保育ができないとか、そういったことも認定されれば、親が働いていなくても総合こども園のほうに入所ができるというふうな形にもなってございますので、新しいこの制度ができることによって、現状よりもより弾力的に子どもの教育・保育ができるのではないかというふうに考えているところでございます。

今、こう申しあげましたけれども、こういった形になるであろうというふうな想定をするわけですけども、その中で、現行と変わらずに引き続き町として子どもの子育てにかかわって責任を持って町として対応していかなくてははいけない、対応していけるというふうに考えているところでございます。

あと、待機児童解消について、先ほど若井議員のほうは施設をふやさないと実際対応できないのじゃないかというふうな御質問でございましたけれども、現在、

一つの保育園がございますが、この3月議会でも課長が答弁をしているかと思いますが、現在施設整備について取り組みを進めようというふうなことで考えていただいてもおりますし、町としてもそれに係る国の補助金が受けられるように努力をしている状況でございます。

それと、これから多様な保育サービスというふうな考え方があるわけですが、竜王町においてそのようなサービスができるのかどうか、竜王町の現在の状況、また将来の状況を見据えながら、教育と保育事情がどのようになるのかというふうなことを推しはかりながら、何ができるのかというあたりを、現在庁内の検討のワーキング会議を立ち上げましたので、これは職員でのワーキング会議でございますけれども、関係部門の職員が集まりまして、具体的にどうしていいかということ、この5月にも第1回のワーキングを開催いたしましたし、6月にもまた引き続き開催をして、来年度待機児童を出さないようにどうしていいかということ、関係者が集まって検討している状況でございます。

以上、若井議員の再質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 3番、若井敏子議員。

**○3番（若井敏子）** 国のほうの方向がよくわからないという中でお答えいただいている割には、かなり明確な答えもしてもらっているところなんですけれどもね、やっぱり一番心配なのは、今最後に問題にした待機児童の問題なんです。竜王町ではここ二、三年のうちに200人を超える希望者があるんだということで、でも、それは施設のほうが対応してくれはんのやという話があってね。何ができるかワーキング会議している、これは来年度をどうするか、ワーキング会議ですからね、将来どうするかというワーキング会議ではもちろんないわけで、法改正以後の問題について議論しているわけではないようなお話でしたからね。やっぱり待機児童をなくすのは建物を建てることなんです、全国でいえば5万人ぐらいの待機児童がいるという話なんですけれども、子どもにかかる年間の費用というのは、大体1人70万ぐらいやと言われてますから、幾らのお金があるかというたら350億なんです。350億の金があって、500カ所の施設、施設をつくるのに1億5,000万ぐらいかかるとしても、75億あればできるわけで、もちろんそれを30年で償還するという形にすれば、375億ぐらいで1年間の経費があれば施設が500カ所できるんです、50万人の待機児童解消できるんです。すごい明確な話なんですけれども、このシステムを変える、制度を変える、幼稚園も保育所も一緒にするというややこしい話をいっぱい持ってきて、国はも

ともと難は自民党ですけども、そういう案も持ってきているわけですよ。そんな複雑なことをする必要が何であるんやろうって、教育関係者の中でも出ていると思うんですね。

今のこんな制度に変わっても絶対待機児童はなくなる、竜王町の場合の3年後の200人をどうするのかという問題はやっぱり残ってくる。これは3年後今の議事録見てもらったら、課長、あんなふうに答弁しはったけど、そうやってへんやんかっていう話がきくとできると思いますので、私も楽しみにしていますんですけども、だから状況というのはやっぱりもっと議会にも示していただいたらいいのかなというふうに思いますし、待機児童解消のためにこの制度はもう絶対ええもんだというふうな評価が正しいのかどうかは後日検証させてもらうということで、今の質問にはしませんけれども、結果を待つことにしましょう。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 次の質問に移ってください。3番、若井敏子議員。

**○3番（若井敏子）** 最後の質問にいきます。庁舎の配置の問題なんですけれども、庁舎に来られる方の状況について実態調査というのをされているのかをまずお伺いしたいと思います。

庁舎に来られる方というのは、大体1日何人ぐらいおられて、各課の訪問者数はどのくらいなのかというのと、その年代がわかればお示ください。

ある区長さんが役場に来られたときに、役場というのは行きづらいとこやなどという話をされまして、特に高齢者からは、庁舎に来たのに介護はあっちやとか、保健は別やとか言われると、それだけでも嫌になるという話がありました。

庁舎の配置をどのようにするかというのについては、十分議論をされていることだと思いますけれども、基本的には高齢者の訪問が多いセクションはできるだけ1階の入り口近くにまとめてほしいと思います。

先日、質問の予定もあって、しばらく通路のいすに座って職員さんの様子を見ていましたけれども、1時間ぐらい座ってたんですけど、だれ一人私に声をかけてくれる人はありませんでした。目の前を通り過ぎても何も言わない、西から入ってきた職員さんは、エレベーターの前から左に回って町民室の方から自分の席に帰られる。座っているのが私だから声をかけられなかったのか、かけにくかったのかはわかりませんが、普通は、こんにちはとか、どうされましたなどと、普通の町民さんやったら声をかけられるのかなと思いますが、それは私やからかけはらへんかったんやろうなと思うんですけども、あいさつが行き交う町というのは気持ちがいいものですから、ぜひこのことについても改めて認識をしてもら

いたいなというふうに思います。

二つあわせて質問します。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 奥総務課長。

**○総務課長（奥 浩市）** 若井敏子議員の「庁舎の配置について」の御質問にお答えいたします。

最初に、来庁者の状況についてでございますが、基本的にはそれぞれの窓口でおのおのに対応しておりますので、詳しくは把握しておりませんが、先週1週間の状況では、1日当たりおおむね200人以上の方が来庁され、そのうち御高齢の方が1割強を占めていたと思われまます。各課の状況については、来庁者の多い課では1日平均77人、少ない課では平均1人となっております。

庁舎の配置については、総合庁舎を昭和57年に建設し、以後、それぞれの建設当時において専門的な役割を果たす施設が必要となったことから、昭和60年に保健センターを、平成12年に福祉ステーションを、平成15年に防災センターを順次建設してまいりました。

課の配置につきましては、施設建設後も住民の皆様から、窓口が複数施設に分かれわかりにくいなどの御意見をいただくほか、職員からも、手続をする窓口がそれぞれ離れてしまい、来庁者に不便を来す等との意見もあり、今日まで何回となく配置の見直しを繰り返し、現在の配置になったところでございます。

議員御指摘の課題につきましては、庁舎の収容能力の問題、相談者のプライバシー保護の課題はありますが、議員の御意見も参考として議論してまいりたいと考えております。

なお、あいさつにつきましては、社会人としてあいさつは当たり前のことであり、当然必要であることと考えておりますし、コミュニケーションを図っていく上で大変重要であると考えます。また、明るく住みよいまちづくりを進めるため、町民憲章にも標榜しておりますとおり、役場職員として率先して励行に努めなければと考えております。さわやかなあいさつと親切な声かけで住民の皆様から気軽に来庁してもらえ役場にしていきたいと考えております。

以上、若井議員への回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午後2時32分